

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

第10回会議付属資料(その1)

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	地方税の取扱い（その１）			細 項 目		
事 務 事 業 名				専 門 部 会 名	財 務 部 会	分 科 会 名 税務分科会
調 整 方 針	２市２町で差異のある税制については、次のとおり取扱うものとする。 １ 個人市民税の均等割の税率については、地方税法第３１０条の規定により、２，５００円とする。 ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 ２ 個人市民税の普通徴収に係る納期については、西条市の例を基本に調整する。 ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 ３ 法人市民税の法人税割の税率については、西条市、東予市の例（制限税率 １４．７％）による。 ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 ４ 固定資産税の納期については、西条市の例を基本に調整する。 ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 ５ 軽自動車税の納期については、東予市の例により調整する。					
区 分 ・ 現 況	西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町	課 題	具 体 的 な 調 整 内 容
個人市（町）民税	１ 納税義務者 １月１日現在、市内に住所を有する個人等（実情は個人に限定）	１ 納税義務者 西条市と同じ	１ 納税義務者 西条市と同じ	１ 納税義務者 西条市と同じ	地方税法第２９４条に定める規定を基本に運用しており、課題なし	現行のとおりとする。
	２ 均等割の税率 年額２，５００円	２ 均等割の税率 年額２，０００円	２ 均等割の税率 東予市と同じ	２ 均等割の税率 東予市と同じ	人口区分の違いにより、西条市と他の１市２町とで均等割の税率（年額）に違いがある。	均等割の税率は、地方税法第３１０条の規定により、２，５００円とする。 ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 〈参考〉地方税法第 310 条の人口区分 ◇人口 50 万以上の市：年額 3,000 円 ◇人口 5 万以上 50 万未満の市：2,500 円 ◇上記以外の市並びに町村：2,000 円
	３ 所得割額の税率 200万円以下の金額 ３％ 200万円を超える金額 ８％ 700万円を超える金額 １２％	３ 所得割額の税率 西条市と同じ	３ 所得割額の税率 西条市と同じ	３ 所得割額の税率 西条市と同じ	地方税法第３１４条の３に定める規定を基本に運用しており、課題なし	現行のとおりとする。
	４ 納期（普通徴収） 第１期 ６月１日～同３０日 第２期 ８月１日～同３１日 第３期 １０月１日～同３１日 第４期 １月５日～同３１日	４ 納期（普通徴収） 第１期 西条市と同じ 第２期 西条市と同じ 第３期 西条市と同じ 第４期 １月１日～同３１日	４ 納期（普通徴収） 第１期 ６月１６日～同３０日 第２期 西条市と同じ 第３期 西条市と同じ 第４期 東予市と同じ	４ 納期（普通徴収） 第１期 西条市と同じ 第２期 西条市と同じ 第３期 西条市と同じ 第４期 東予市と同じ	第１期及び第４期の始期が異なる。	納期は、西条市の例を基本に調整する。 ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	地方税の取扱い（その１）			細 項 目		
事 務 事 業 名				専 門 部 会 名	財務部会	分 科 会 名 税務分科会
調 整 方 針						
区 分 ・ 現 況	西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町	課 題	具 体 的 な 調 整 内 容
法人市（町）民税	1 納税義務者 （１）市内に事務所又は事業所を有する法人 （２）市内に事務所又は事業所を有しなく、寮等の施設を有する法人及び市内に事務所又は事業所又は寮等を有しない社団又は財団で代表者又は管理人を定めるもの	1 納税義務者 西条市と同じ	1 納税義務者 西条市と同じ	1 納税義務者 西条市と同じ	地方税法第２９４条に定める規定を基本に運用しており、課題なし	現行のとおりとする。
	2 均等割税率 資本金 従業員 税額 ① 5 0 億円超 5 0 人超 3 0 0 万円 ② 1 0 億円～5 0 億円以下 5 0 人超 1 7 5 万円 ③ 1 0 億円超 5 0 人以下 4 1 万円 ④ 1 億円～1 0 億円以下 5 0 人超 4 0 万円 ⑤ “ 5 0 人以下 1 6 万円 ⑥ 1 千万円～1 億円以下 5 0 人超 1 5 万円 ⑦ “ 5 0 人以下 1 3 万円 ⑧ 1 千万円以下 5 0 人超 1 2 万円 ⑨ 前各号に掲げる法人以外の法人 5 万円	2 均等割税率 西条市と同じ	2 均等割税率 西条市と同じ	2 均等割税率 西条市と同じ	地方税法第３１２条に定める規定を基本に運用しており、課題なし	現行のとおりとする。
	3 法人税割税率 1 4 . 7 %（制限税率）	3 法人税割税率 西条市と同じ	3 法人税割税率 1 2 . 3 %（標準税率）	3 法人税割税率 丹原町と同じ	2 市が制限税率で、2 町が標準税率である。	法人税割の税率は、西条市、東予市の例（制限税率 1 4 . 7 %）による。 ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。
	4 申告・納期 事業年度終了の日から２ヶ月以内の確定申告・納付、また事業年度開始の日から６ヶ月を経過した日から２ヶ月以内の中間申告・納付	4 申告・納期 西条市と同じ	4 申告・納期 西条市と同じ	4 申告・納期 西条市と同じ	地方税法第３２１条の 8 に定める規定を基本に運用しており、課題なし	現行のとおりとする。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	地方税の取扱い（その１）			細 項 目			
事 務 事 業 名				専 門 部 会 名	財 務 部 会	分 科 会 名	税 務 分 科 会
調 整 方 針							
区 分 ・ 現 況	西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町	課 題	具 体 的 な 調 整 内 容	
固 定 資 産 税	1 納税義務者 1月1日現在、市内に所在する固定資産の所有者	1 納税義務者 西条市と同じ	1 納税義務者 西条市と同じ	1 納税義務者 西条市と同じ	地方税法第343条に定める規定を基本に運用しており、課題なし	現行のとおりとする。	
	2 税率 1.4%	2 税率 西条市と同じ	2 税率 西条市と同じ	2 税率 西条市と同じ	地方税法第350条に定める規定を基本に運用しており、課題なし	現行のとおりとする。	
	3 免税点 土地 30万円 家 産 20万円 償却資産 150万円	3 免税点 西条市と同じ	3 免税点 西条市と同じ	3 免税点 西条市と同じ	地方税法第351条に定める規定を基本に運用しており、課題なし	現行のとおりとする。	
	4 納期 第1期 4月1日～同30日 第2期 7月1日～同31日 第3期 9月1日～同30日 第4期 12月1日～同27日	4 納期（平成15年度から） 第1期 西条市と同じ 第2期 西条市と同じ 第3期 西条市と同じ 第4期 12月1日～同25日	4 納期 第1期 4月16日～同月30日 第2期 西条市と同じ 第3期 12月1日～同月25日 第4期 2月1日～同月末日	4 納期 第1期 西条市と同じ 第2期 西条市と同じ 第3期 丹原町と同じ 第4期 2月1日～同28日	それぞれの納期が異なる。	納期は西条市の例を基本に調整する。 ただし、合併する年度は、それぞれ旧市町の例による。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	地方税の取扱い（その１）			細 項 目		
事 務 事 業 名				専 門 部 会 名	財 務 部 会	分 科 会 名 税務分科会
調 整 方 針						
区 分 ・ 現 況	西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町	課 題	具 体 的 な 調 整 内 容
軽 自 動 車 税	1 納税義務者 4月1日現在、原動機付自転車、 軽自動車、小型特殊自動車及び 2 輪の小型自動車等の所有者	1 納税義務者 西条市と同じ	1 納税義務者 西条市と同じ	1 納税義務者 西条市と同じ	地方税法第442条 の2に定める規定を基 本に運用しており、課題 なし	現行のとおりとする。
	2 税率（標準税率） 区 分 種別 税額 原動機付き自転車 〃 50cc以下 1,000円 〃 90cc以下 1,200円 〃 125cc以下 1,600円 〃 ミニカー 2,500円 軽自動車 2輪 2,400円 〃 3輪 3,100円 〃 4輪乗用営業用 5,500円 〃 4輪乗用自家用 7,200円 〃 4輪貨物営業 3,000円 〃 4輪貨物自家用 4,000円 〃 専ら雪上を走行するもの 2,400円 小型特殊 農作業用 1,600円 〃 その他 4,700円 2輪の小型自動車 4,000円	2 税率（標準税率） 西条市と同じ	2 税率（標準税率） 西条市と同じ	2 税率（標準税率） 西条市と同じ	地方税法第444条 に定める規定を基本に 運用しており、課題なし	現行のとおりとする。
	3 賦課期日 4月1日	3 賦課期日 西条市と同じ	3 賦課期日 西条市と同じ	3 賦課期日 西条市と同じ	地方税法第445条 に定める規定を基本に 運用しており、課題な し	現行のとおりとする。
	4 納期 4月11日～4月30日	4 納期 5月1日～5月31日	4 納期 5月11日～同月31日	4 納期 丹原町と同じ	納期が異なる。	納期については、東予市 の例により調整する。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	地方税の取扱い（その１）			細 項 目			
事 務 事 業 名				専 門 部 会 名	財 務 部 会	分 科 会 名	税 務 分 科 会
調 整 方 針							
区 分 ・ 現 況	西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町	課 題	具 体 的 な 調 整 内 容	
特別土地保有税	1 納税義務者 土地の取得に対し、当該土地の所有者又は取得者	1 納税義務者 西条市と同じ	1 納税義務者 西条市と同じ	1 納税義務者 西条市と同じ	地方税法に定める規定を基本に運用しており、課題なし	現行のとおりとする。	
	2 課税標準 土地の取得価格	2 課税標準 西条市と同じ	2 課税標準 西条市と同じ	2 課税標準 西条市と同じ			
	3 税率 保有分 １．４％（１０年間） 取得分 ３．０％	3 税率 西条市と同じ	3 税率 西条市と同じ	3 税率 西条市と同じ			
	4 免税点 ５，０００㎡未満	4 免税点 西条市と同じ	4 免税点 西条市と同じ	4 免税点 西条市と同じ			
	5 申告・納税 (1)保有分 １月１日現在土地保有者 ５月３１日 (2)取得分 １月１日前１年以内 ２月末日 または７月１日前１年以内 ８月３１日	5 申告・納税 西条市と同じ	5 申告・納税 西条市と同じ	5 申告・納税 西条市と同じ			
市（町）たばこ税	1 納税義務者 製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者	1 納税義務者 西条市と同じ	1 納税義務者 西条市と同じ	1 納税義務者 西条市と同じ	地方税法に定める規定を基本に運用しており、課題なし	現行のとおりとする。	
	2 課税標準 (１) 製造紙たばこの本数 (２) 本数算定たばこ（１本） ① 喫煙用の製造たばこ ・パイプたばこ １グラム ・葉巻たばこ １グラム ・刻みたばこ ２グラム ② かみ用の製造たばこ ２グラム ③ かぎ用の製造たばこ ２グラム	2 課税標準 西条市と同じ	2 課税標準 西条市と同じ	2 税率 西条市と同じ			
	3 税率 １,０００本につき２,６６８円、三級品 １,２６６円	3 税率 西条市と同じ	3 税率 西条市と同じ	3 税率 西条市と同じ			
	4 申告・納税 前月販売分を翌月の末日までに申告納付	4 申告・納税 西条市と同じ	4 申告・納税 西条市と同じ	4 申告・納税 西条市と同じ			

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	地方税の取扱い（その１）			細 項 目		
事 務 事 業 名				専 門 部 会 名	財 務 部 会	分 科 会 名 税務分科会
調 整 方 針						
区 分 ・ 現 況	西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町	課 題	具 体 的 な 調 整 内 容
鉦 産 税	1 納税義務者 鉦物の採掘事業者	1 納税義務者 西条市と同じ	1 納税義務者 西条市と同じ	1 納税義務者 西条市と同じ	地方税法に定める 規定を基本に運用し ており、課題なし	現行のとおりとする。
	2 課税標準 鉦物の価格	2 課税標準 西条市と同じ	2 課税標準 西条市と同じ	2 課税標準 西条市と同じ		
	3 税率 1 %	3 税率 西条市と同じ	3 税率 西条市と同じ	3 税率 西条市と同じ		
	4 申告・納税 前月採掘した鉦物分を翌月の末日 までに申告納付	4 申告・納税 西条市と同じ	4 申告・納税 西条市と同じ	4 申告・納税 西条市と同じ		

地 方 税 の 取 扱 い に 関 す る 法 令

○ 地方税法（昭和２５年 法律第２２６号）

- （地方団体の課税権）
- 第２条 地方団体は、この法律の定めるところによって、地方税を賦課徴収することができる。
- （地方税の賦課徴収に関する規定の形式）
- 第３条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。
- ２ 地方団体の長は、前項の条例の実施のための手続その他その施行について必要な事項を規則で定めることができる。
- （市町村が課することができる税目）
- 第５条 市町村税は、普通税及び目的税とする。
- ２ 市町村は、普通税として、次に掲げるものを課するものとする。ただし、徴収に要すべき経費が徴収すべき税額に比して多額であると認められるものその他特別の事情があるものについては、この限りではない。
- 一 市町村民税
- 二 固定資産税
- 三 軽自動車税
- 四 市町村たばこ税
- 五 鉱産税
- 六 特別土地保有税
- ３ （略）
- ４ 鉱泉浴場所在の市町村は、目的税として、入湯税を課するものとする。
- ５ （略）
- ６ 市町村は、前２項に規定するものを除くほか、目的税として、次に掲げるものを課することができる。
- 一 都市計画税
- 二 水利地益税
- 三 共同施設税
- 四 宅地開発税
- 五 国民健康保険税
- ７ （略）

- （市町村の配置分合があつた場合の課税権の承継）
- 第８条の２ 市町村の配置分合があつた場合においては、当該配置分合により消滅した市町村（以下本条において「消滅市町村」という。）に係る地方団体の徴収金の徴収を目的とする権利（以下本条において「消滅市町村の徴収金に係る権利」という。）は、当該消滅市町村の地域が新たに属することとなつた市町村（以下本条において「承継市町村」という。）の区域によって、当該承継市町村が承継する。この場合において、消滅市町村の徴収金に係る権利について、消滅市町村がした賦課徴収その他の手続及び消滅市町村に対してした申告、不服申立て（異議申立て又は審査請求をいう。以下同じ。）その他の手続は、それぞれ承継市町村がした賦課徴収その他の手続及び承継市町村に対してした申告、不服申立てその他の手続とみなす。（以下略）

- （個人の均等割の税率）
- 第３１０条 第２９４条第１項第１号又は第２号の者に対して課する均等割の標準税率は、次の表の上欄に掲げる市町村においてそれぞれ当該下欄に掲げる額とする。

市 町 村	税 率
(1) 人口 50 万以上の市	年額 3,000 円
(2) 人口 5 万以上 50 万未満の市	年額 2,500 円
(3) (1)及び(2)の市以外の市並びに町村	年額 2,000 円

- ２ 前項の表を適用する場合における市町村の人口は、官報に公示された最近の人口によるものとする。ただし、市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合における関係市町村の人口は、政令で定めるところによつて計算したものによる。

○ 市町村の合併の特例に関する法律（昭和４０年 法律第６号）

- （地方税の不均一課税）
- 第１０条 合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により承継した財産の価格若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間において著しい差違があるため、その全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く５年度に限り、その衡平を欠く程度を限界として不均一の課税をすることができる。

先 例 地 の 事 例

〔篠山市〕

4町で差異のある税制については、次のとおり取扱うものとする。

- （１）固定資産税の納期については、地方税法及び市町村税条例準則に定める納期による。
- （２）軽自動車税の税率及び納期については、地方税法及び市町村税条例準則に定める税率及び納期による。
- （３）個人町民税及び固定資産税に係る納期前納付報奨金については、次のとおり取扱う。
 - ア 率については、西紀町、丹南町及び今田町の例による。
 - イ 月数については、地方税法及び市町村税条例準則に定める月数による。

〔西東京市〕

2市で差異のある税制については、次のとおり取扱うものとする。

- （１）法人市民税の法人税割の税率は、制限税率である１００分の１４．７を基本とする。ただし、課税の特例措置として、地方税法に定める法人等の区分により区分した次に掲げる法人等については、それぞれ定めた税率による。
 - ア 資本金等が１億円以下の法人等 １００分の１２．３
 - イ 資本金等が１億円を超え１０億円以下の法人等 １００分の１３．５
- （２）都市計画税の税率は、１００分の０．２４とする。ただし、合併特例法第１０条の規定を適用し、合併する年度は、現行の税率を採用する。
- （３）固定資産税・都市計画税・軽自動車税の納期は、保谷市の例による。ただし、合併する年度については、それぞれの旧市の例による。

〔さぬき市〕

5町で差異のある税制等については、次のとおり取り扱うものとする。

- （１）個人市民税の均等割額は、地方税法の定めにより標準税率を採用する。
- （２）個人市民税及び固定資産税の納期は、地方税法の定める納期による。
- （３）軽自動車税の納期は、課税客体の把握に要する事務処理期間を考慮し、５月１日から５月３１日までとする。
- （４）個人市民税及び固定資産税に係る納期前納付報奨金については、次のとおり取り扱う。
 - ① 交付率は、１００分の１．０とする。
 - ② 月数については、全期前納方式による算定とする。
 - ③ 交付額の上限は５万円、下限は１００円とする。

〔徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会〕

2市2町で差異のある税制については、次のとおり取扱うものとする。

- （１）個人市民税は、標準税率を採用する。ただし、個人均等割は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和４０年法律第６号）第１０条の規定を適用し、合併年度及びこれに続く５年度間は現行の税率を採用する。納期は、徳山市、熊毛町、鹿野町の例により調整する。
- （２）法人市民税の法人税割の税率は、徳山市、新南陽市、熊毛町の例により制限税率を採用する。ただし、市町村の合併の特例に関する法律（昭和４０年法律第６号）第１０条の規定を適用し、合併年度及びこれに続く５年度間は現行の税率を採用する。
- （３）固定資産税の納期は、熊毛町、鹿野町の例により調整する。ただし、第１期の納期は５月１日から５月３１日とする。
- （４）都市計画税は、徳山市、新南陽市の例により調整する。ただし、納期については、固定資産税の取扱いと同様とする。
- （５）軽自動車税の税率は、徳山市、鹿野町の例により調整する。納期は、徳山市、熊毛町の例により調整する。
- （６）特別土地保有税は、徳山市、新南陽市、熊毛町の例により調整する。
- （７）入湯税は、熊毛町の例により調整する。
- （８）鉱産税は、徳山市、熊毛町、鹿野町の例により調整する。

〔宇摩合併協議会〕

- （１）個人住民税
 - ・均等割の税率は、２,５００円（標準税率）とする。
 - ・普通徴収に係る個人住民税の納期については、川之江市の例による。
- （２）法人市民税
 - ・法人税割の税率については、川之江市の例による。
- （３）固定資産税
 - ・納期については、川之江市の例による。
- （４）軽自動車税
 - ・税率については、新宮村の例による。
- （５）市たばこ税
 - ・４市町村に相違が無いため現行どおりとする。
- （６）特別土地保有税
 - ・川之江市の例による。
- （７）入湯税
 - ・川之江市の例による。

新市移行における法人市民税の推移（平成 13 年度税収実績から試算）

1 法人税割での試算

ア 現状と新市での案（2 市 2 町の延べ企業数 3, 190 社、法人税割企業数 1, 611 社）

単位：千円

区 分	均等割税額	法人税割額	合計額	現状との増減額	影響企業数	関係市町
現 状	288,219	1,194,749	1,482,968			
制限税率	288,219	1,207,423	1,495,642	12,674	228	丹原町・小松町
標準税率	288,219	1,010,293	1,298,512	△ 184,456	1,383	西条市・東予市

イ 増減税にならない税率

単位；千円

区 分	仮法人税額 ①	法人税額 ②	税率 ②/①
	8,213,761	1,194,749	14.6%

現在の法人税割額 1,194,749 千円を維持するには 14. 6 %となる。

2 分割法人が新市になると、何社がどれだけ均等割税額が減税になるか。

分割法人が合併によって均等割税額が減少する影響

単位；千円

区 分	企業数	減少する額	区 分	企業数	減少する額
2 市 2 町	140	△ 22,103	2 町に關係する企業数	94	△ 15,354

区 分	均等割税額	法人税割額	合計額	現状との増減額
制限税率	266,116	1,207,423	1,473,539	△ 9,429
標準税率	266,116	1,010,293	1,276,409	△ 206,559

分割法人が納付する均等割税額は、関係する行政数から 1 行政体になると、その影響は 1 4 0 企業で、2 2, 1 0 3 千円の減額となる。

その結果、法人税割については制限税率を採用したとしても平成 13 年度の法人市（町）民税総額より 9, 4 2 9 千円の減額となる。

したがって、法人税割は制限税率を平成 1 7 年度から採用する調整方針案とした。

標準税率を採用すると、2 0 6, 5 5 9 千円の減額となる。

3 2 町において、法人税割の増税との兼ね合わせではどうなるか。

丹原町・小松町の企業に制限税率を採用した場合は、2 2 8 企業 1 2, 6 7 4 千円の増額に対し、丹原町・小松町の分割法人数

9 4 社が西条市、東予市等で均等割税額を負担したとして 1 5, 3 5 4 千円の減額となり、差し引き 2, 6 8 0 千円の減額となる。

丹原町・小松町の法人 5 3 6 社うち法人税割 2 2 8 社

{ (均) 均等割, (法) 法人税割 } { (前) 現状, (後) 変更後 }

	均 等 割		法 人 税 割	計 (均) + (法)
5 3 6 社	(均)	3 3 社 分割法人 (前) (後) 2,599千円 → 100千円 (丹原・小松のみ 2 社) △2,499千円		△2,499千円 (△ 7 6 千円／社)
		2 7 5 社 単独法人 16,303千円 変化なし		変化なし
	3 0 8 社の小計			△2,499千円
	(均) + (法)	6 1 社 分割法人 (前) (後) 14,816千円 → 1,961千円 (丹原・小松のみ 3 社) △12,855千円	(前) (後) 27,867千円 → 33,305千円 5,438千円 (8 9 千円／社)	△7,417千円 (△ 1 2 2 千円／社)
		1 6 7 社 単独法人 12,356千円 変化なし	(前) (後) 37,084千円 → 44,320千円 7,236千円	7,236千円 (4 3 千円／社)
	2 2 8 社の小計		12,674千円	△181千円 (△ 1 千円／社)
5 3 6 社	(前) (後) 46,074千円 → 30,720千円		(前) (後) 64,951千円 → 77,625千円	111,025千円 → 108,345千円
計	△15,354千円		12,674千円	△2,680千円

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	地方税の取扱い（その2）			細 項 目			
事 務 事 業 名				専 門 部 会 名	財 務 部 会	分 科 会 名	税 務 分 科 会
調 整 方 針	1 入湯税については、東予市、小松町の例による。 2 前納報奨金に係る報奨金の算定基準については、西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 3 納税貯蓄組合は、東予市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。納税貯蓄組合長大会は、西条市の例により調整する。						
区 分 ・ 現 況	西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町	課 題	具 体 的 な 調 整 内 容	
入 湯 税	(条例規定なし)	1 納税義務者 鉱泉浴場における入湯客（宿泊客を課税対象とし、日帰り入浴客は除外）	(条例規定なし)	1 納税義務者 東予市と同じ	西条市、丹原町においては、条例規定なし	東予市、小松町の例による。	
		2 徴収方法 特別徴収		2 徴収方法 東予市と同じ			
		3 税率 1人1日 150円		3 税率 東予市と同じ			
		4 特別徴収の方法 鉱泉浴場の経営者		4 特別徴収の方法 東予市と同じ			
		5 申告・納税 前月の入湯税に係る申告・納税は、当月の15日まで		5 申告・納税 東予市と同じ			

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	地方税の取扱い（その２）			細 項 目			
事 務 事 業 名				専 門 部 会 名	財務部会	分 科 会 名	税務分科会
調 整 方 針							
区 分 ・ 現 況	西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町	課 題	具 体 的 な 調 整 内 容	
前 納 報 奨 金	1 対象税目 個人市（町）県民税（普徴）、 固定資産税	1 対象税目 西条市と同じ	1 対象税目 西条市と同じ	1 対象税目 西条市と同じ	課題なし	前納報奨金に係る報奨金の算 定基準については、西条市の例 により調整する。 ただし、合併する年度は、そ れぞれの旧市町の例による。	
	2 報奨金の基準 ① 報奨金対象の年税納付限度額 200万円 ② 報奨金対象の期別納付限度額 50万円 ③ 交付率 前納の納付額の100分の1 ④ 報奨金の限度額 個人市県民税 5万円 固定資産税 6.5万円 ⑤ 対象納期 第1期の納期限後の前納も可	2 報奨金の基準 ① 報奨金対象の年税納付限度額 40万円 ② 報奨金対象の期別納付限度額 10万円 ③ 交付率 西条市と同じ ④ 報奨金の限度額 個人市県民税 1万円 固定資産税 1.3万円 ⑤ 対象納期 第1期の納期限までの全期前納	2 報奨金の基準 ① 報奨金対象の年税納付限度額 個人町県民税 400万円 固定資産税 222万円 ② 報奨金対象の期別納付限度額 個人町県民税 100万円 固定資産税 56万円 ③ 交付率 西条市と同じ ④ 報奨金の限度額 個人町県民税 10万円 固定資産税 10万円 ⑤ 対象納期 東予市と同じ	2 報奨金の基準 ① 報奨金対象の年税納付限度額 丹原町と同じ ② 報奨金対象の期別納付限度額 丹原町と同じ ③ 交付率 西条市と同じ ④ 報奨金の限度額 丹原町と同じ ⑤ 対象納期 東予市と同じ	① 年税納付限度額に違い がある。 ② 期別納付限度額に違い がある。 ③ 課題なし ④ 報奨金の限度額に違い がある。 ⑤ 対象納期に違いがあ る。		
納 税 貯 蓄 組 合	1 根拠条例等 西条市納税貯蓄組合補助条例	1 根拠条例等 東予市納税組合補助金交付規程	1 根拠条例等 丹原町納税協力組合報償条例	1 根拠条例等 小松町納税協力組合条例		東予市の例により調整する。 ただし、合併する年度は、それ ぞれの旧市町の例による。	
	2 補助金 ① 納付書1枚(1期)につき10円 ② 納税率90%以上：納付額× 100分の4 ③ 納税率90%未満：納付額× 100分の3	2 補助金 補助金は事務費の支給とし、会場借上 料・事務用品等の限度額を設定し、その 範囲内で支給	2 報償金 ① 納付書1通につき50円 ② 納付税額の100分の3	2 補助金 ① 納付書1枚(1期)につき20円 ② 納付税額の100分の3	補助金の算出根拠に違い があり、事務費相当額以上 の補助金を支出している市 町がある。		
	3 補助金の支払い 年2回(11月・3月)の支払い	3 補助金の支払い 年1回(11月)の支払い	3 報償金の支払い 年1回(6月)の支払い	3 補助金の支払い 年1回(4月)の支払い	支払回数、支払時期に違 いがある。	西条市の例により調整する。	
	4 組合長大会 5月に実施し、全組合長への記念品及 び団体・個人への感謝状贈呈	4 組合長大会 実施していない。	4 組合長大会 実施していない。	4 組合長大会 実施していない。	西条市のみが実施して いる。		

地方税の取扱いに関する法令

○地方税法（昭和２５年 法律第２２６号）

- （地方団体の課税権）
- 第２条 地方団体は、この法律の定めるところによって、地方税を賦課徴収することができる。
- （地方税の賦課徴収に関する規定の形式）
- 第３条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。
- ２ 地方団体の長は、前項の条例の実施のための手続その他その施行について必要な事項を規則で定めることができる。
- （市町村が課することができる税目）
- 第５条 市町村税は、普通税及び目的税とする。
- ２ 市町村は、普通税として、次に掲げるものを課するものとする。ただし、徴収に要すべき経費が徴収すべき税額に比して多額であると認められるものその他特別の事情があるものについては、この限りではない。
- 一 市町村民税
- 二 固定資産税
- 三 軽自動車税
- 四 市町村たばこ税
- 五 鉱産税
- 六 特別土地保有税
- ３ （略）
- ４ 鉱泉浴場所在の市町村は、目的税として、入湯税を課するものとする。
- ５ （略）
- ６ 市町村は、前２項に規定するものを除くほか、目的税として、次に掲げるものを課することができる。
- 一 都市計画税
- 二 水利地益税
- 三 共同施設税
- 四 宅地開発税
- 五 国民健康保険税
- ７ （略）

- （市町村の配置分合があつた場合の課税権の承継）
- 第８条の２ 市町村の配置分合があつた場合においては、当該配置分合により消滅した市町村（以下本条において「消滅市町村」という。）に係る地方団体の徴収金の徴収を目的とする権利（以下本条において「消滅市町村の徴収金に係る権利」という。）は、当該消滅市町村の地域が新たに属することとなった市町村（以下本条において「承継市町村」という。）の区域によって、当該承継市町村が承継する。この場合において、消滅市町村の徴収金に係る権利について、消滅市町村がした賦課徴収その他の手続及び消滅市町村に対してした申告、不服申立て（異議申立て又は審査請求をいう。以下同じ。）その他の手続は、それぞれ承継市町村がした賦課徴収その他の手続及び承継市町村に対してした申告、不服申立てその他の手続とみなす。（以下 略）

- （個人の市町村民税の納期前の納付）
- 第３２１条 （省略）
- ２ 前項の規定によって個人の市町村民税の納税者が当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付した場合には、市町村は、当該市町村の条例で定める金額の報奨金をその納税者に交付することができる。但し、当該納税者の未納に係る地方団体の徴収金がある場合には、この限りでない。
- ３ 前項の報奨金の額は、第１項の規定によって納期前に納付した税額の百分の一に、納期前に係る月数（１月未満の端数がある場合には、１４日以下は切り捨て、１５日以上は１月とする。）を乗じて得た額をこえることができない。

- （固定資産税に係る納期前の納付）
- 第３６５条 （省略）
- ２ 前項の規定によって固定資産税の納税者が当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付した場合には、市町村は、当該市町村の条例で定める金額の報奨金をその納税者に交付することができる。但し、当該納税者の未納に係る地方団体の徴収金がある場合には、この限りでない。
- ３ 前項の報奨金の額は、第１項の規定によって納期前に納付した税額の百分の一に、納期前に係る月数（１月未満の端数がある場合には、１４日以下は切り捨て、１５日以上は１月とする。）を乗じて得た額をこえることができない

○ 納税貯蓄組合法（昭和２６年 法律第１４５号）

（定義）

第２条 この法律において「納税貯蓄組合」とは、個人又は法人が一定の地域、職域又は勤務先を単位として任意に組織した組合で、組合員の納税資金の貯蓄のあつ旋その他当該貯蓄に関する事務を行うことを目的とし、且つ、政令で定める手続によりその規約を税務署長及び地方公共団体の長に届け出たものをいう。

（第２項 第３項 省略）

（補助金の交付）

第１０条 国又は地方公共団体は、納税貯蓄組合に対し、組合の事務に必要な使用人の給料、帳簿書類の購入費、事務所の使用料その他欠くことができない事務費を補うため、予算の範囲内において、補助金を交付することができる。但し、国及び地方公共団体が交付する補助金の合計額は、組合が使用した当該費用の金額をこえてはならない。

２ 国又は地方公共団体は、納税貯蓄組合に対し、組合の役員又は組合員の報酬の支払に充てるため、補助金を交付してはならない。

３ 第１項の規定による補助金の交付の手続については、政令で定める。

○ 納税貯蓄組合法施行令（昭和２６年 政令第９９号）

（補助金の交付手続）

第４条 納税貯蓄組合は、法第１０条第１項の規定による国又は地方公共団体の補助金の交付を受けようとするときは、毎年１０月から翌年９月までの分について、当該期間内に使用した同項の費用の金額及びその費途別の内訳を記載した補助金交付申請書を、その年１０月末日までに当該組合の規約の届出をした税務署長を経由して当該組合の主たる事務所の所在地を管轄する国税局長に、又は当該補助金の交付を受けようとする地方公共団体の長に提出しなければならない。

（第２項 省略）

先 例 地 の 事 例

〔さぬき市〕

個人市民税及び固定資産税に係る納期前納付報奨金については、次のとおり取り扱う。

① 交付率は、１００分の１．０とする。

② 月数については、全期前納方式による算定とする。

③ 交付額の上限は５万円、下限は１００円とする。

納税奨励金及び納税貯蓄組合補助金については、合併時に廃止する。

〔宇摩合併協議会〕

入湯税については、川之江市の例による。（入湯客１人１日１５０円）

〔南宇和合併協議会〕

入湯税については、城辺町の例による。（入湯客１人１日１５０円）

納税(貯蓄)組合については、現行のまま引き継ぎ、新町において調整する。

※ 法に基づいての補助金の交付とし、納税(貯蓄)組合を継続するか、口座振替納税制度の推進を図り、納税(貯蓄)組合は廃止とするかを新町において調整する。

〔宇和島市・吉田町・三間町・津島町合併協議会〕

入湯税は、宇和島市の例により調整する。（入湯客１人１日１５０円）

〔東宇和・三瓶町合併協議会〕

個人町民税及び固定資産税の納期前納付報奨金については、地方税法に定める基準による。

納税(貯蓄)組合への納税奨励金合併時までには廃止する。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	一般職の職員の身分の取扱い			細 項 目	職員数・定員管理	
事 務 事 業 名				専 門 部 会 名	総務部会	人事分科会
調 整 方 針	西条市、東予市、丹原町及び小松町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 職員数については、合併後新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。 職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に西条市の例をもとに調整し、統一を図る。 職階については、合併時に西条市の例をもとに級分類を調整し、統一を図る。 職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から、現給を保証したうえで、合併時に西条市の例をもとに調整し、統一を図る。					
項 目	西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町	具体的な調整内容	
職 員 数 実数（定数） （平成15年4月1日現在）	1 市長事務部局 312 人（317 人） （うち消防長事務部局 58（58）） 2 議会事務部局 7（7） 3 教育委員会事務部局 72（77） 4 農業委員会事務部局 5（5） 5 選挙管理委員会事務部局 2(7うち5人兼務) 6 監査委員事務部局 2（2） 7 固定資産評価審査委員会事務部局 兼務（2 兼務） 8 公平委員会事務部局 兼務（2 兼務） 9 地方公営企業事務部局 3（3） 計 403（413） ※ 上記には、道前福祉衛生事務組合派遣職員 1 名を含む。	1 市長事務部局 203 人（210 人） （203 人のうち派遣職員 4 人） 2 議会事務部局 4 人（5） 3 教育委員会事務部局 63（70） 4 農業委員会事務部局 5（6） 5 選挙管理委員会事務部局 2(8うち6人兼務) 6 監査委員事務部局 2（2） 7 固定資産評価審査委員会事務部局 兼務（2 兼務） 8 公平委員会事務部局 兼務（2 兼務） 9 地方公営企業事務部局 9（15） 計 288（310） ※ 上記には、周桑病院企業団 1 名、周桑事務組合 1 名、東予市・丹原町公共下水道事務組合 2 名の計 4 名の派遣職員を含む。	1 市長事務部局 100 人（108 人） 2 議会事務部局 2 人（4） 3 教育委員会事務部局 28（38） 4 農業委員会事務部局 2（5） 5 選挙管理委員会事務部局 兼務（3） 6 監査委員事務部局 兼務（2） 7 固定資産評価審査委員会事務部局 兼務（1） 8 地方公営企業事務部局 5（6） 計 137（167） ※ 上記には、東予市・丹原町公共下水道事務組合派遣職員 1 名を含む。	1 市長事務部局 87 人（88 人） 2 議会事務部局 2（2） 3 教育委員会事務部局 17（19） 4 農業委員会事務部局 兼務（2） 5 選挙管理委員会事務部局 兼務（8 兼務） 6 監査委員事務部局 兼務（2 兼務） 7 固定資産評価審査委員会事務部局 兼務（2 兼務） 8 地方公営企業事務部局 4（4） 計 110（115）	西条市、東予市、丹原町及び小松町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 職員数については、合併後新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。	

2市2町(一部事務組合含む)条例定数と実職員数

区 分	条例定数 (総計)	実職員数	参考(定員適正化計画)	
			計画期間	目標人員
西 条 市	4 1 3	4 0 3	H14～H18年度の 5年間	4 0 9
東 予 市	3 1 0	2 8 8	H14～H16年度の 3年間	2 9 0
丹 原 町	1 6 7	1 3 7	H14～H18年度の 5年間	1 3 5
小 松 町	1 1 5	1 1 0	H12～H16年度の 5年間	1 1 3
小 計	1, 0 0 5	9 3 8	—	—
道前福祉 衛生事務組合	1 1 0	9 7	—	—
周桑事務組合	9 3	9 2	—	—
東予市・丹原町 公共下水道事務組合	1 8	1 1	—	—
公立周桑病院企業団	2 9 3	2 7 3	—	—
小 計	5 1 4	4 7 3	—	—
合 計	1, 5 1 9	1, 4 1 1	—	—

※ 事務組合等への派遣職員は、派遣元の市・町で計上した。

定年退職予定の状況

区 分	平成15年4月1日現在 単位：人											
	16年度末	17年度末	18年度末	19年度末	20年度末	21年度末	22年度末	23年度末	24年度末	25年度末	26年度末	計
西条市	4	3	6	17	23	22	12	13	20	9	13	142
東予市	3	4	2	4	10	12	10	11	11	6	9	82
丹原町	3	2	3	7	2	4	3	2	3	5	2	36
小松町	1	1	2	1	2	1	7	5	3	4	7	34
道前福祉衛生事務組合	2	2	3	3	3	7	8	4	5	9	4	50
周桑事務組合	0	0	3	4	6	5	7	2	1	5	6	39
東予市・丹原町公共下水道事務組合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公立周桑病院企業団	3	0	4	5	11	5	6	10	6	6	12	68
合 計	16	12	23	41	57	56	53	47	49	44	53	451

新市及び他市の状況

市 名	人 口 (人)	職員数 (人)	平成15年4月1日現在	
			面積 (km ²)	
新 市	1 1 6, 7 8 6	1, 4 1 1 (うち病院273)	5 0 9. 7 8	
新 居 浜 市	1 2 7, 9 2 6	9 6 4	2 3 4. 3 0	
今 治 市	1 1 7, 4 5 5	7 4 9	7 4. 8 4	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	一般職の職員の身分の取扱い			細 項 目	職名、職階、給料	
事 務 事 業 名				専 門 部 会 名	総務部会	分 科 会 名 人事分科会
調 整 方 針						
級別標準職務等	西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町	具体的な調整内容	
行政職給料表（一） （派遣職員を含む。） 1 級	定型的な業務を行う職務	定型的な業務を行う職務	吏員以外の職員で町長が規則で定める職務	定型的な業務を行う職務	職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に西条市の例をもとに調整し、統一を図る。 職階については、合併時に西条市の例をもとに級分類を調整し、統一を図る。 職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から、現給を保証したうえで、合併時に西条市の例をもとに調整し、統一を図る。 ※参考資料 ラスパイレス指数	
	主事、技師、保育士、保健師、理学療法士、教諭、寮母 3 人	主事、技師、保育士、保健師、看護師、公民館主事、教諭、栄養士、速記士、司書、学芸員 2 人	主事補、技師補、看護師、保育士、育成士 1 0 人	主事（補）、保健師（補）、（助）教諭、保育士（補） 2 人		
2 級	おおむね定型的な業務を行う職務	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	吏員又は町長が規則で定める職務	相当の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	平成 14 年 4 月 1 日現在 西条市 9 9 . 6 東予市 9 7 . 4 丹原町 9 2 . 7 小松町 9 4 . 9 新市（試算） 9 7 . 4 新居浜市 1 0 3 . 0 今治市 1 0 0 . 9 ※ラスパイレス指数とは 地方公務員と国家公務員の給与水準を国家公務員の構成を基準として、職種ごとに学歴別、経験年数別に平均給料月額を比較し、国家公務員の給与を 1 0 0 とした場合の地方公務員の給与水準を示したもの	
	主事、技師、保育士、保健師、理学療法士、教諭、寮母 2 1 人	主事、技師、保育士、保健師、看護師、公民館主事、教諭、栄養士、速記士、司書、学芸員 3 4 人	主事、技師、保健師、看護師、保育士、書記、育成士 1 3 人	主事、保健師、教諭、保育士 2 4 人		
3 級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	吏員又は町長が規則で定める職務	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務		
	主事、技師、保育士、保健師、理学療法士、教諭、寮母 4 3 人	主任、公民館主事 4 6 人	主査、保健師、看護師、保育士、書記、育成士 2 8 人	主査 1 1 人		
4 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	係長又はこれに相当する職務	係長又は町長が規則で定める職務	係長その他の職務で町長が規則で定める職務		
	主任、保育士、保健師、理学療法士、教諭、寮母 5 3 人	係長、隣保館主事、主任保育士、主任、公民館主事、体育館主事、郷土館主事、図書館主事、主任教諭 4 8 人	係長、主任、主任保育士、主任保健師、出張所長、連絡所長 1 5 人	係長、主任 1 9 人		
5 級	主査、係長又はこれに相当する職務	係長又はこれに相当する職務で市長が特に認めたもの	専門員又はこれに相当する職務で町長が規則で定める職務	専門員その他の職務で町長が規則で定める職務		
	主査、係長、主任保育士、主任保健師、主任教諭、次長 補職の都度当該任命権者の協議に基づき、市長が 5 級相当の職として承認指定した場合の職 6 9 人	係長、隣保館主事、主任保育士、主査、主任教諭、公民館主事、体育館主事、郷土館主事、図書館主事 3 6 人	専門員その他の職にある者で町長が認めた者 2 2 人	専門員 1 4 人		

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	一般職の職員の身分の取扱い				細 項 目	職名、職階、給料										
事 務 事 業 名					専 門 部 会 名	総務部会	分 科 会 名	人事分科会								
調 整 方 針																
級別標準職務等	西 条 市		東 予 市		丹 原 町		小 松 町									
行政職給料表（一）	専門員又はこれに相当する職務		課長補佐又はこれに相当する職務		課長補佐又はこれに相当する職務で町長が規則で定める職務		課長補佐その他の職務で町長が規則で定める職務									
6 級	専門員 補職の都度当該任命権者の協議に基づき、市長が 6 級相当の職として承認指定した場合の職 9 1 人		課長補佐、室長、次長、施設長、副センター長、支所長、副館長、保育所長、副主幹、主席係長、主任保育士、次長補佐、専門員、公民館主事、体育館主事、郷土館主事、図書館主事、幼稚園教頭、主任教諭 3 9 人		課長補佐、保育所長、文化会館副館長、海洋センター所長、専門員その他の職にある者で町長が認めたもの 1 6 人		課長補佐、室長補佐、次長、所長、園長、場長、館長、専門員等の職にある者で町長が認めた者 1 6 人									
7 級	課長補佐又はこれに相当する職務		課長補佐又はこれに相当する職務で市長が得に認めたもの		課長又は町長が規則で定める職務（7 級又は 6 級）		課長又は町長が規則で定める職務									
	課長（所長、室長、局長）補佐、次席、幼稚園長補職の都度当該任命権者の協議に基づき、市長が 7 級相当の職として承認指定した場合の職 2 7 人		課長補佐、室長、次長、施設長、副センター長、支所長、副館長、保育所長、副主幹、次長補佐、公民館主事、体育館主事、郷土館主事、図書館主事、幼稚園教頭 2 1 人		学校給食センター所長、出納室長、局長、書記長、課長、教育次長、主幹、文化会館館長 1 3 人		課長、室長、局長、課長補佐等の職にある者で町長が認めた者 7 人									
8 級	課長、次長又はこれに相当する職務		課長又はこれに相当する職務		重要な業務を所掌する課長で町長が規則で定める業務		総括課長又はこれに準ずる重要な事務を所掌する課長等の職務で町長が規則で定める職務									
	主幹、課長、所長、室長、次長、署長、消防次長、事務局長、館長 補職の都度当該任命権者の協議に基づき、市長が 8 級相当の職として承認指定した場合の職 4 2 人		課長、室長、所長、支所長、センター長、場長、館長、主幹、次長、書記長、局長 2 9 人		課長等の職にある者で町長が認めたもの 4 人		課長等の職にある者で町長が認めた者 4 人									
9 級	部長又はこれに相当する職務		部長又はこれに相当する職務													
	部長、技監、消防長、事務局長 補職の都度当該任命権者の協議に基づき、市長が 9 級相当の職として承認指定した場合の職 9 人		部長、技術監、参事、局長、センター長 8 人													
技能労務職	1 級制（国の行政職給料表（二）の 1 ～ 5 級の合成表）		国の行政職給料表（二）の 5 級制		国の行政職給料表（二）の 3 級制		国の行政職給料表（二）の 3 級制									
	学校庁務職	1 3 人	1 級相当	7 人	保育所給食調理員	5 人	1 級	—	海洋センター・文化会館技能員	6 人	1 級	9 人	用務員	1 人	1 級	7 人
	学校給食調理職	2 8 人	2 級相当	—	学校給食調理員	2 0 人	2 級	1 4 人	文化会館用務員	2 人	2 級	5 人	保育所調理員	6 人	2 級	6 人
	老人ホーム調理職	2 人	3 級相当	5 人	計	2 5 人	3 級	5 人	保育所調理員	2 人	3 級	2 人	学校給食調理員	6 人	3 級	—
	計	4 3 人	4 級相当	1 2 人			4 級	6 人	学校給食調理員	4 人			学校給食調理員	6 人		
			5 級相当	1 9 人			5 級	—	学校給食運転手	2 人			計	1 3 人		
									計	1 6 人						

（注） 西条市の教育公務員 2 人は、県の中学校・小学校教育職員給料表を基準としているので、上記の級別職員数には計上していない。

一般職の職員の身分の取扱いについて

新設合併において、市町村合併が行われる場合には、一般職の職員が勤務していた市町村の法人格が消滅するため、法的には失職してしまうことになります。

このような不合理を避けるため、合併特例法第9条第1項において、合併関係市町村は合併の際、その職員が引き続き合併関係市町村の職員としての身分を保有するよう措置しなければならないとされています。

そのため、職員の身分の引継ぎは、合併関係市町村における協議によるとされているため、合併協議会において協議する必要があります。

その協議により、消滅する合併関係市町村の職員が直ちに合併関係市町村の職員となるものではなく、合併期日において、改めて「身分を保有する措置」として、任命行為を行う必要があり、新設合併における合併関係市町村の職務執行者などの任命権者が辞令交付を行う必要があります。

また、同条第2項において、合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分の取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならないとされています。

(愛媛県市町村ハンドブックより)

関係する主な法令

○ 地方公務員法(昭和25年法律第261号)

(一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員)

第3条 地方公務員の職は、一般職と特別職とに分ける。

2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。

3 特別職は、次に掲げる職とする。

- 一 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職
- 一 二 略
- 一 三 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職
- 二 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会(審議会その他これに準ずるものを含む。)の構成員の職で臨時又は非常勤のもの
- 三 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職
- 四 略
- 五 非常勤の消防団員及び水防団員の職

(分限及び懲戒の基準)

第27条 すべての職員の分限及び懲戒については、公正でなければならない。

2 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、若しくは免職されず、この法律又は条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して、休職されず、又、条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して降給されることがない。

3 職員は、この法律に定める事由による場合でなければ、懲戒処分を受けることがない。

(降任、免職、休職等)

第28条 職員が、次の各号の一に該当する場合においては、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

- 一 勤務実績が良くない場合
- 二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- 三 前2号に規定する場合の外、その職に必要な適格性を欠く場合
- 四 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

2 職員が、次の各号の一に該当する場合においては、その意に反してこれを休職することができる。

- 一 心身の故障のため、長期の休暇を要する場合
- 二 刑事事件に関し起訴された場合

3 職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手続及び効果は、法律に特別の定めがある場合を除く外、条例で定めなければならない。

4 略

○ 市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)

(職員の身分取扱い)

第9条 合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職に在る合併市町村の一般職の職員が引き続き合併関係市町村の職員としての身分を保有するよう措置しなければならない。

2 合併関係市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。

先例地の調整事例

〔東宇和・三瓶合併協議会〕

明浜町、宇和町、野村町、城川町及び三瓶町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。

(具体的内容調整)

- 1 職員数については、合併後定員適正化計画を策定し、適正化に努めるものとする。
- 2 職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から合併時に調整し、統一を図る。
- 3 職階については、合併時に職名とともに級分類を調整し、統一を図る。
- 4 職員の給与については、適正化の観点からその基準を統一する。現職員については、現給を保証し、合併後5年を目途に給料の格差是正を行う。

〔南宇和合併協議会〕

現に5町村の職員であるものは、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。

具体的な内容調整

- 1 職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、適正化に努める。
- 2 職名等については、人事管理等及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に調整し、統一を図る。
- 3 職階については、合併時に職名と共に級分類を調整し統一を図る。
- 4 職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から統一を図る。現職員については、現給を保証し、合併後速やかに給料の格差是正を行う。

〔宇和島市・吉田町・三間町・津島町合併協議会〕

宇和島市、吉田町、三間町及び津島町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。

具体的内容調整

- 1 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
- 2 職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から合併時に調整し、統一を図る。
- 3 職階については、合併時に職名と共に級分類を調整し、統一を図る。
- 4 職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点からその基準を統一する。現職員については、現給を保証し、新市において速やかに給料の格差是正を行うものとする。

〔宇摩合併協議会〕(協議会で審議中)

・ 職員数・定員管理

4市町村の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条の規定により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。

職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。

・ 職務分類・給料

給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。

現職員については、現給を保証し、合併後速やかに給料の格差是正を行うものとする。

給料表については、合併当初は国の給料表9級を適用し、その後の機構・組織の再編の段階において、新たに、給料表の適用について検討する。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（消防防災関係）の取扱い（その１）			細 項 目	消防防災関係	
事 務 事 業 名	防災会議及び地域防災計画			専 門 部 会 名	総務部会	分 科 会 名 消防・防災分科会
調 整 方 針	防災会議については、合併時に新たに設置する。 地域防災計画については、新市移行後速やかに作成する。					
事 務 事 業 の 現 況					課 題	具体的な調整内容
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町			
【防災会議】 根拠 西条市防災会議条例 名称 西条市防災会議 所掌事務 地域防災計画の作成及び実施の推進 災害発生時の情報収集等 その他法令に基づく権限に属すること 委員構成 会長 市長 委員 愛媛県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者（３人） 愛媛県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者（１人） 市長がその内部の職員のうちから指名する者（５人） 教育長 消防長及び消防団長 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者（５人）	【防災会議】 根拠 東予市防災会議条例 名称 東予市防災会議 所掌事務 （西条市と同じ） 委員構成 会長 市長 委員 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者（１人） 愛媛県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者（３人） 愛媛県警察官のうちから市長が委嘱する者（１人） 市長がその内部の職員のうちから指名する者（１１人） 教育長 周桑事務組合の職員のうちから市長が委嘱する者（１人） 消防団長 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者（３人）	【防災会議】 根拠 丹原町防災会議条例 名称 丹原町防災会議 所掌事務 （西条市と同じ） 委員構成 会長 町長 委員 指定地方行政機関その他の公益的事業を営む法人の職員のうちから町長が委嘱する者（１人） 愛媛県知事の部内の職員のうちから町長が委嘱する者（３人） 愛媛県警察の警察官のうちから町長が委嘱する者（１人） 町長がその内部の職員のうちから指名する者（１０人） 教育長 周桑事務組合の職員のうちから町長が委嘱する者（１人） 消防団長 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が委嘱する者（３人）	【防災会議】 根拠 小松町防災会議条例 名称 小松町防災会議 所掌事務 （西条市と同じ） 委員構成 会長 町長 委員 助役 愛媛県の知事の部内の職員のうちから町長が委嘱する者（３人） 愛媛県警察の警察官のうちから町長が委嘱する者（１人） 町長がその内部の職員のうちから指名する者（３人） 教育長 消防団長 周桑事務組合の職員のうちから町長が委嘱する者（１人） 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関のうちから町長が委嘱する者（５人） 陸上自衛隊第２混成団特科大隊の隊員のうちから町長が委嘱する者（１人）	2市2町の委員構成に違いがある。	合併時に新たに設置する。	
【地域防災計画】 名称 西条市地域防災計画 目的 地域の防災対策について定め、これを推進することにより、市民の生命、身体及び財産を保護するとともに災害による被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉に資する。 内容 地震災害対策編及び風水害等対策編の２分冊となっており、災害に関する予防対策、応急対策、復旧対策についての計画を策定している。	【地域防災計画】 名称 東予市地域防災計画 目的 （西条市と同じ） 内容 平成７年度に防災アセスメントを実施 平成８年度、一般災害対策編、震災災害対策編、資料編の３編を策定している。併せて防災マップも作成している。	【地域防災計画】 名称 丹原町地域防災計画 目的 地域の防災対策について定め、これを推進することにより、町民の生命、身体及び財産を保護するとともに災害による被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉に資する。 内容 地震災害対策編、一般災害対策編及び資料編で構成されており、災害に対する予防対策、応急対策、復旧対策についての計画を策定している。	【地域防災計画】 名称 小松町地域防災計画 目的 （丹原町と同じ） 内容 地震災害対策編及び風水害等対策編（未完成）の２分冊となっており、災害に関する予防対策、応急対策、復旧対策についての計画を策定している。	新市の地域防災計画を早期に作成する必要がある。	新市移行後速やかに作成する。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（消防防災関係）の取扱い（その1）			細 項 目	消防防災関係	
事 務 事 業 名	水防協議会及び水防計画			専 門 部 会 名	総務部会	分 科 会 名 消防・防災分科会
調 整 方 針	水防協議会については、合併時に新たに設置する。 水防計画については、新市移行後速やかに作成する。					
事 務 事 業 の 現 況					課 題	具体的な調整内容
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町	2 市 2 町の委員構成に違いがある。	合併時に新たに設置する。	
【水防協議会】 根拠 西条市水防協議会条例 名称 西条市水防協議会 目的 水防計画の作成 その他水防に関し重要な事項を調査審議する。 委員構成 協議会は、会長1名・委員20名以内で組織する。 会長 市長 委員 20名 委員は、水防関係者並びに市議会議員及び学識経験者のうちから会長が命じ、又は、委嘱する。 (助役、消防長、消防団長、部長4名(総務、建設、生活福祉、企画産業)、市議会議員2名(議長、建設消防委員長)、西条地方局建設部長、西条警察署長、愛媛県建設業協会西条支部長、土地改良区理事長8名) 会議の開催状況 毎年6月下旬に開催	【水防協議会】 根拠 東予市水防協議会条例 名称 東予市水防協議会 目的 (西条市と同じ) 委員構成 協議会は、会長1名及び委員25名以内で組織する。 会長 市長 委員 16名 委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関する団体の代表者及び学識経験のある者のうちから会長が命じ、又は委嘱する。 (助役、収入役、教育長、周桑消防本部消防長、消防団長、部長級7名、丹原土木事務所長、東予警察署長、市土地改良区協議会長、愛媛県建設業協会周桑支部長) 会議の開催状況 毎年6月頃に開催	【水防協議会】 根拠 丹原町水防協議会条例 名称 丹原町水防協議会 目的 (西条市と同じ) 委員構成 協議会は、会長1名及び委員17名以内で組織する。 会長 町長 委員 15名 委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関する団体の代表者及び学識経験のある者のうちから会長が命じ、又は委嘱する。 (助役、収入役、周桑消防本部消防長、消防団長、教育長、課長級8名(総務、企画財政、保健福祉、産業、建設、農地整備、水道、学校教育)丹原土木事務所長、東予警察署長) 会議の開催状況 毎年6月下旬に開催	【水防協議会】 根拠 小松町水防協議会条例 名称 小松町水防協議会 目的 (西条市と同じ) 委員構成 会長は、水防管理者(町長)とする。 委員の定数は、9人以内とする。 会長 町長 委員 8名 委員は、関係行政機関の職員又は関係団体の代表者をもって組織する。 (助役、周桑消防本部消防長、消防団長、課長級3名(総務、建設、産業)、丹原土木事務所長東予警察署長) 会議の開催状況 毎年6月に開催			
【水防計画】 名称 西条市水防計画 目的 洪水及び高潮等に際して、県水防計画に応じ水防の完璧を図るとともに、その被害を最小限にいくとめるために関係機関と密接な連携を図り、水防に必要な人的、物的施設を整備し、これらの具体的活用方法を定め、緊急措置の適切円滑な実施を期す。 水防団は、消防団が兼務	【水防計画】 名称 東予市水防計画 目的 水防法第25条に基づき愛媛県の水防計画に準じ、洪水又は高潮による水害を警戒防止して、これによる被害を軽減するために、東予市内の河川、海岸等に対する水防上必要な監視、予報、警戒、通信及び消防団(水防団)の水防活動並びに水防に必要な資機材、施設の整備と運用、その他水防に関し必要な事項を定め、水防に万全を期す。 水防団(西条市と同じ)	【水防計画】 名称 丹原町水防計画 目的 水防法第25条の規定及び災害対策基本法の趣旨に基づき洪水による水害を警戒、防御して、これによる被害を軽減するため、町内の各河川、溜池及び湖岸等に対する水防上必要な監視、警戒、通信連絡及び避難等の誘導並びに水防に必要な資材、機材、施設の整備と運用を円滑に行うことを目的とする。 水防団(西条市と同じ)	【水防計画】 名称 小松町水防計画 目的 水防法第4条の規定に基づき、愛媛県知事から指定された指定水防管理団体たる小松町が、同法第25条の規定に基づき、小松町の地域にかかる河川、ため池等の洪水等の水害に対処しその被害を軽減することを目的とする。 水防団(西条市と同じ)	新市の水防計画を早期に作成する必要がある。	新市移行後速やかに作成する。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（消防防災関係）の取扱い（その１）			細 項 目	消防防災関係		
事 務 事 業 名	防災行政無線			専 門 部 会 名	総務部会	分 科 会 名	消防・防災分科会
調 整 方 針	県地上系及び衛星系防災行政無線については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 移動系及び地域防災行政無線については、新市移行後速やかに調整する。						
事 務 事 業 の 現 況					課 題	具体的な調整内容	
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町				
【目的】 災害時における情報収集・連絡体制を確保する。 【内容】 1 県地上系防災行政無線 ①親機1台（総務課設置） ②子機4台（建設課・社会福祉課・農林水産課・総合案内） ③一斉受令スピーカー4（総務課・社会福祉課・消防署・宿直室） ④アンテナ1基 市庁舎屋上設置 ⑤無線機・直流電源装置・発電機（市庁舎7階設置） 2 県衛星系防災行政無線 ①防災情報端末2（総務課・消防署） ②一斉受令スピーカー2（総務課・宿直室） ③アンテナ・発電機各1（市庁舎屋上） ④端局装置・CSチューナー・回線接続装置各1（市庁舎7階空調室設置） 3 市移動系防災行政無線（周波数466.95MHz） ①基地局1（10W、市庁舎7階空調室に設置） ②子機3（総務課・建設課・水道課） ③車載局3（10W、建設課2・水道課1） ④携帯局4（1W、総務課）	【目的】 災害時における情報収集・連絡体制を確保する。 【内容】 1 県地上系防災行政無線 ①親機1台（3F電話交換室） ②庁舎用電話交換機への接続により内線電話機から発着信可能（各課接続可）。 ③一斉受令スピーカー3（3F、2F、2F会議室） ④アンテナ1基（庁舎屋上設置） ⑤無線機・直流電源装置（5F） ⑥非常用発電機（消防倉庫） 2 県衛星系防災行政無線 ①防災情報端末1（総務課） ②一斉受令スピーカー2（総務課・宿直室） ③アンテナ・発電機各1（庁舎屋上） ④端局装置・CSチューナー・回線接続装置各1(企画広報課） 3 防災行政無線（地域防災行政無線） （周波数848MHz等、最大30回線、災害時最大60回線） ①基地局 東予市役所内（5W） ②中継局 河北中学校内1箇所(10W) ③遠隔制御装置 庁舎内8箇所 ④移動局（5W） ・車載型 市10台 消防団39台 計 49台 ・可搬型 市 2台 計 2台 ・半固定型 市19台 地域 8台 計 26台 ・携帯型 市36台 消防団22台 地域13台 計 71台 ・合 計 67台 61台 21台 計149台	【目的】 災害時における情報収集・連絡体制を確保する。 【内容】 1 県地上系防災行政無線 ①親機1台（総務課設置） ②子機4台（宿直室・建設課・保健福祉課・農地整備課） ③一斉受令スピーカー2（総務課・宿直室） ④アンテナ1基（町庁舎屋上設置） ⑤無線機・直流電源装置（総務課） ⑥非常用発電機（2階書庫） 2 県衛星系防災行政無線 ①防災情報端末1（総務課） ②一斉受令スピーカー2（総務課・宿直室） ③アンテナ・発電機各1（町庁舎屋上） ④端局装置・CSチューナー・回線接続装置各1(総務課） 3 町移動系防災行政無線（153.49MHz） ①基地局1（10W、総務課） ②子機なし ③車載局8（10W、指令車・農地整備課・建設課・消防ポンプ車3・消防積載車2） ④携帯局6（5W、総務課5・消防団1）	【目的】 災害時における情報収集・連絡体制を確保する。 【内容】 1 県地上系防災行政無線 ①親機なし ②子機3台（住民環境課・産業課・宿直室） ③一斉受令スピーカーなし ④アンテナ1基 町庁舎本館屋上設置 ⑤無線機（総務課）、直流電源装置・発電機（放送室） 2 県衛星系防災行政無線 ①防災情報端末1（総務課） ②一斉受令スピーカー2（総務課・宿直室） ③アンテナ・発電機各1（町庁舎本館屋上） ④端局装置・CSチューナー・回線接続装置（総務課） 3 町移動系無線（周波数146.02MHz） ①基地局1（10W、総務課） ②子機なし ③車載局9（10W・総務課、建設課、産業課、5W・水道課10W・消防団4、他1） ④携帯局9（5W、総務課7・改善センター2）	地上系及び衛星系防災行政無線については、合併後の運用等について県と協議する必要がある。 			

消防防災関係に関する法令

○ 災害対策基本法

（市町村防災会議）

第16条 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画の作成及びその実施の推進のため、市町村防災会議を置く。

（2～4 省略）

5 市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例で定める。

○ 災害対策基本法

（市町村地域防災計画）

第42条 市町村防災計画（市町村防災会議を設置しない市町村にあっては、当該市町村の市町村長、以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は、当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならない。

2 市町村地域防災計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

（1）当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱

（2）当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画

（3）当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

（4）前各号に掲げるもののほか、当該市町村の地域に係る防災に関し市町村防災会議が必要と認める事項

（3～5 省略）

○ 水防法

（目的）

第1条 この法律は、洪水又は高潮に際し、水災を警戒し、防ぎよし、及びこれに因る被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

（都道府県の水防計画）

第7条 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、都道府県水防協議会にはかつて、当該都道府県の水防計画を定めなければならない。

（2 省略）

（水防計画）

第25条 指定管理団体の水防管理者は、水防協議会を置く指定管理団体にあっては当該水防協議会、水防協議会を置かず、かつ、災害対策基本法第16条第1項に規定する市町村防災会議を置く市町村である指定管理団体にあっては当該市町村防災会議にはかつて、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、都道府県知事に協議しなければならない。

（水防協議会）

第26条 指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

（2～4 省略）

5 前各項に定めるものの外、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあっては条例で、水害予防組合にあっては組合会の議決で定める。

先 例 地 の 事 例

〔瑞穂市〕

防災関係事業の取扱い

- （１）防災行政無線については、合併後当面は現行体制を維持し、新市において周波数の統合を含め、管理運用の統合を図る。穂積町の機器更新整備については、できるだけ早期に実施するものとする。
- （２）街路灯については、設置費及び修繕費は、新市で負担する。電気料等の維持管理費は、地元自治会負担とする。
- （３）消火栓設備については、新市の水道事業担当課で設置及び管理を行い、消防法及び同法施行令の設置基準の範囲内で、原則設置するものとする。なお、既存の消火栓を含め、設置及び管理に要する経費は、新市の一般会計で負担する。
また、格納庫、ホース、ノズル等及び消火器の設置については、設置経費は自治会負担とし、その費用の２分の１を補助金として交付する。
- （４）穂積町の自主防災組織の育成事業については、合併後も継続していく。補助金については、補助方法及び内容について、新市において調整する。

〔山口市〕

防災関係事業

- （１）地域防災計画については、新市において速やかに策定する。
- （２）伊自良村及び美山町の防災行政無線（同報系）の運用は現行のとおりとし、関係機関と協議の上、新市において速やかに周波数の統一を図り、遠隔操作設備を市庁舎及び消防本部に整備する。
- （３）防災行政無線（移動系）の運用については、当分の間は現行のとおりとし、関係機関と協議の上、新市において速やかに３町村の周波数の統一を図るものとする。

〔いなべ市〕

消防防災関係事業

事業の一体性を確立するために、新市において速やかに防災計画を策定する。

〔篠山市〕

防災関係の取扱い

- （１）防災会議については、合併時に新たに設置し新市において地域防災計画を作成する。
- （２）水防協議会については、新市において新たに設置し水防計画を作成する。
- （３）災害発生時の応急対策については、合併時に調整する。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（人権・同和対策関係）の取扱い		細 項 目	人権・同和対策関係		
事 務 事 業 名	人権・同和対策（教育）事業		専 門 部 会 名	福祉部会・教育部会	分 科 会 名	福祉分科会・人権・同和教育分科会
調 整 方 針	人権・同和対策（教育）事業については、これまでの取り組みの経緯を踏まえ、新市においても引き続き実施するものとする。					
事 務 事 業 の 現 況					具体的な調整内容	
	西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町		
隣保館	・大町会館 ・氷見交友会館 館 数 2 大町会館 氷見交友会館 職員の状況 各館、嘱託館長と嘱託指導員の2名 運営審議会 (大町会館・氷見交友会館合同) 10名	・北星会館 ・河北会館 館 数 2 北星会館 河北会館 職員の状況 各館、非常勤館長と嘱託職員の2名 運営審議会 北星会館10名 河北会館10名	該当なし	該当なし	新市移行後速やかに調整する。	
同和地区生活相談員	該当なし	該当なし	同和地区生活相談員設置事業 4月1日に生活相談員辞令書発令。 報酬月額 144,540円（広域隣保館補助3/4 県補助） 毎月集会所で会合がある。	該当なし	現行のまま新市に引き継ぐ。	
	該当なし	該当なし	【県補助事業名】 広域隣保活動事業費補助金 県の基準額2,762,000円以上の事業を実施する。 【補助率】 県3/4 町1/4	該当なし	現行のまま新市に引き継ぐ。	
社会教育集会所	山本集会所（S49 築 129.6㎡） 【運営】 山本自治会に委託 運営委員会規約あり	東予市新市会館（S50 築 129.6㎡） 東予市楠浜会館（S54 築 129.9㎡） 東予市北条新田会館（H3 築 129.9㎡） 【運営】 館長（非常勤）各館1名 任期2年 運営委員 各館7名 任期1年	該当なし	該当なし	新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。	
差別をなくす市民の集い	差別をなくす市民の集い開催 【開催日時】 12月 日曜日 13:00～ 【参加人員】 1,300人	該当なし	差別をなくす町民の集い開催 【開催日時】 8月 土曜日 19:00～ 【参加人員】 600人	差別をなくす町民の集い開催 【開催日時】 12月 日曜日 13:00～ 【参加人員】 500人	新市移行後速やかに調整する。	
市人権・同和教育研究大会	市人権・同和教育研究大会 【実施日等】 2月 市民会館 【参加者】 400人 就学前、学校、社会教育、企業、行政等	市人権・同和教育研究大会 【実施日等】 毎年12月第1土曜日、中央公民館で開催。 【参加者】 400人 就学前、学校、PTA、婦人会、公民館、 人権対策協議会、市職員、企業関係者、一般	該当なし	該当なし	新市移行後速やかに調整する。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（人権・同和対策関係）の取扱い		細 項 目	人権・同和対策関係		
事 務 事 業 名	人権・同和対策（教育）事業		専 門 部 会 名	福祉部会・教育部会	分 科 会 名	福祉分科会・人権・同和教育分科会
調 整 方 針						
事 務 事 業 の 現 況					具体的な調整内容	
項目	西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町		
各種講座	・市民大学人権・同和教育講座 ・指導者養成講座	・人権・同和教育推進者養成講座 「あなたとわたしの人権教室」 ・職員指導者養成講座 ・人権・同和教育推進者研修会 ・人権・同和教育行政推進員養成講座	・同和教育推進者養成講座 ・同和教育指導者養成講座 ・同和教育地区別懇談会推進者養成講座 ・地区別高齢者学習会「いのち・あい・人権」 ・地区別婦人会同和教育学習会 ・丹原町シルバーコーラス「福寿草合唱団」 ・障害者差別をなくするための交流事業 「スプーンクラブ」 ・カウンセラー養成講座	・推進者養成講座「暮らしの中の同和教育講座」 ・地域で生かす同和教育講座	人権同和教育推進者・指導者養成講座については、新市移行後新たに制度を創設し実施する。 丹原町のみで実施のシルバーコーラス、スプーンクラブ、カウンセラー養成講座については、全市拡大実施の方向で検討する。 行政・教育職員人権・同和教育学習会については、東予市、丹原町の例により調整する。	
子ども会	青空子ども会（飯岡地区） 大町竹の子会（大町地区） 下小川子ども会（大町地区） コスモスジュニア（神戸地区） 西の原子供会（氷見地区） 交友会館友の会（西中校区） 【概要】 ・会 場 隣保館・集会所等 5会場 ・開 催 日 毎月1回～2回 ・活動内容 学習会、レクリエーション、スポーツ等の行事、合同活動状況交流学习発表会等	北条新田会館子ども会 新市会館子ども会（ひまわり会） 【概要】 ・会 場 北条新田会館・新市会館 2会場（社会教育集会所） ・開 催 日 毎月1回（土曜日） ・活動内容 花の苗や野菜の苗植え、カルタ作り、アサリ取り、球技大会、カレー作り等	該当なし	該当なし	新市移行後も当分の間現行どおりとし随時調整する。	
懇談会	地区別（小地域）懇談会 【内容】 小地域を単位に人権・同和問題について、様々な懇談会形式で、地域住民を対象に学習会を行う。 ・期 間 7月～11月 ・会 場 公民館等 4150箇所 ・参 加 者 自治会単位 3000人 ・研修方法 啓発映画鑑賞 小グループでの話し合い 講義（人権条例研修）等 地区別同和教育懇談会 【内容】 五つの対象地区に行政・学校等から出向き、同和教育等の実施状況を報告するとともに、住民からの要望、意見を聴く。	地区別（小地域）懇談会 【内容】 各地区9地区の同和教育推進協議会が中心となり、公民館、学校、教育委員会の連携により開催。 ・期 間 7月初旬～10月初旬 ・会 場 公民館、集会所等30箇所 ・参 加 者 団体別または自治会単位 1300人 ・研修方法 啓発映画鑑賞 小グループでの話し合い 助言	地区別（小地域）懇談会 【内容】 公民館が主体となり、小中学校人権・同和教育主任、教育委員会の連携し開催 ・期 間 9月～11月 ・会 場 地区集会所 31会場 ・参 加 者 750人 ・研修方法 啓発ビデオ視聴 グループ討議	地区別（小地域）懇談会 【内容】 町内27自治会を対象に、身近な人権問題について話し合いながら、すべての人にとっての幸せな町づくり、様々な差別を無くしていく道筋等について考えていく。 ・期 間 7月～9月 ・会 場 集会所 27会場 ・参 加 者 600人 ・研修方法 ワークショップ方式 講師まとめ、助言	地区別（小地域）懇談会については、西条市・東予市・丹原町の例により調整する。 	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（人権・同和対策関係）の取扱い		細 項 目	人権・同和対策関係	
事 務 事 業 名	人権・同和対策（教育）事業		専 門 部 会 名	福祉部会・教育部会	分 科 会 名 福祉分科会・人権・同和教育分科会
調 整 方 針					
事 務 事 業 の 現 況					具体的な調整内容
項 目	西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町	
人権条例	西条市人権文化のまちづくり条例 平成13年 3月30日施行 <				

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（人権・同和対策関係）の取扱い		細 項 目	人権・同和対策関係		
事 務 事 業 名	人権・同和対策（教育）事業		専 門 部 会 名	福祉部会・教育部会	分 科 会 名	福祉分科会・人権・同和教育分科会
調 整 方 針						
事 務 事 業 の 現 況					具体的な調整内容	
項目	西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町		
人権条例	(市民の責務) 第3条 市民は、この条例の精神を尊重し、自らが人権尊重のまちづくりの担い手であることを認識し、人権意識の高揚に努めるとともに人権が尊重される社会の実現に寄与するように努めるものとする。 (計画の策定) 第4条 市は、人権施策を総合的かつ効果的に推進するため、人権施策に関する基本となるべき計画を策定するものとする。 (啓発活動の充実) 第5条 市は、市民の人権意識の高揚を図るため、啓発組織の充実と啓発事業の推進に努め、人権尊重の社会的環境の醸成を促進するものとする。 (意識調査等の実施) 第6条 市は、前2条の規定による施策の策定及び推進に反映させるため、必要に応じ、意識調査等を行うものとする。 (推進体制の充実) 第6条 市は、この条例に基づく施策を効果的に推進するため、国、県及び関係団体等との連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。 (人権文化のまちづくり審議会) 第7条 市は、人権侵害をなくすための重要事項を審議する機関として、西条市人権文化のまちづくり審議会を置くものとする。 (委任) 第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。	(市民の責務) 第3条 市民は、この条例を尊重し、自ら人権尊重の啓発につとめるとともに、人権意識の高揚のため、市が実施する施策に協力するものとする。 2 市民は、自らあらゆる差別及び人権侵害に関する行為をしないよう努めるものとする。 (施策の推進) 第4条 市は、基本的人権を尊重し、あらゆる人権問題の解決を図るため、必要な施策を策定し、計画的に推進するものとする。 (教育・啓発活動の充実) 第5条 市は、市民の人権意識の高揚を図るため、教育・啓発活動の充実と、差別をゆるさない世論の形成や人権尊重のまちづくりに努めるものとする。 (意識調査等の実施) 第6条 市は、前2条の規定による施策の策定及び推進に反映させるため、必要に応じ、意識調査等を行うものとする。 (推進体制の充実) 第7条 市は、この条例に基づく施策を効果的に推進するため、国、県、及び関係団体等との連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。 (審議会の設置) 第8条 市は、人権施策の推進に関する重要事項を調査審議する機関として、東予市人権尊重のまちづくり審議会(以下「審議会」という。)を置く。 2 審議会の組織及び運営に関する事項は、規則で定める。 (委任) 第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。	(町民及び事業者の責務) 第3条 すべての町民は、自らが人権尊重のまちづくりの担い手であることを認識し、人権意識の向上に努めるものとする。 2 町民及び事業者は、身元調査等、差別につながるおそれのある行為をしてはならない。 (施策の推進) 第4条 町は、基本的人権を尊重し、あらゆる差別と人権侵害をなくすため、必要な施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。 (啓発活動の充実) 第5条 町は、人権意識の高揚を図るため、関係団体・機関等との連携を強化し、啓発事業の取り組み及び啓発活動の充実に努めるものとする。 (推進体制の充実) 第6条 町は、この条例に基づく施策を効果的に推進するため、国、県及び関係団体との連携を強化し、推進体制の充実に努めるものとする。 (まちづくり審議会の設置) 第7条 町は、人権侵害をなくすため、丹原町人権尊重まちづくり審議会を置く。 (委任) 第8条 この条例にさだめるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。	(町民の責務) 第3条 町民は、身元調査等人権侵害に関する行為をしてはならない。 2 町民は、この条例の精神を尊重し、自らが、人権尊重の町づくりの担い手であることを認識し、人権意識の向上に努めるとともに人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めるものとする。 (計画の策定) 第4条 町は、人権施策を総合的かつ効果的に推進するため、人権施策に関する基本となるべき計画を策定するものとする。 (啓発活動の充実) 第5条 町は、町民の人権意識の高揚を図るため、啓発組織の充実と啓発事業の推進に努め、人権尊重の社会環境の醸成を促進するものとする。 (意識調査等の実施) 第6条 町は、前2条の計画の策定及び啓発事業の推進に反映させるため、必要に応じ意識調査等を行うものとする。 (推進体制の充実) 第7条 町は、この条例に基づく施策を効果的に推進するため、国、県及び関係団体等との連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。 (人権尊重の町づくり審議会) 第8条 町は、人権侵害をなくするための重要事項を審議する機関として、小松町人権尊重の町づくり審議会を置くものとする (委任) 第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が規則で定める。		

先 例 地 の 事 例

〔宇摩合併協議会〕

人権・同和教育施策については、これまでの取り組みの経緯を踏まえ、新市においても引き続き実施し、事業内容の充実を図る。

〔南宇和合併協議会〕

人権・同和対策業務については、現行のとおり引き継ぐものとする。

〔さぬき市〕

人権（同和）対策関係事業については、これまでの取組の経緯を踏まえ、新市においても次のとおり引き続き取り組むものとする。

- 1 宣言・決議、条例・規則の制定、基本的計画の策定、行政組織の設置、啓発・教育組織の設置、団体への加入については、新市において速やかに取り組む。
- 2 法律による事業及び個人給付的事业については、国及び県の基準により新市において統一して実施する。
- 3 人権問題に係る重要項目については、新市において速やかに計画を策定し、人権思想の高揚に努める。
- 4 公営住宅及び改良住宅の家賃は、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、新市において随時調整を図る。

〔西彼北部地域合併協議会〕

人権・同和に関する行政については、新市に引き継ぐ。

〔日田市郡合併協議会〕

- 1 協議会については統一し、新市において引き続き実施し、事業内容の充実を図る。
- 2 人権情報センターについては、新市に引き継ぐ。
- 3 その他軽微な事項については、合併までに事務的に調整する。

〔高田郡六町合併協議会〕

同和対策・同和教育については、一般対策への移行を行う。新市においては、6町のこれまでの成果と国・県の方針を踏まえ、広く人権対策に関する基本指針を策定するとともに、行政機構に総合的な人権対策に関する窓口を設け、総合的・計画的に推進する。

（１） 同和対策事業について

ア 同和福祉援護資金・支度金給付事業及び貸付事業のうち、人材育成につながる事業については、一般対策への移行措置を講じる。生活扶助を目的とする事業及び貸付事業については、一般事業への移行もしくは廃止の方向で調整する。

イ 隣保館については、国が定めた隣保館設置運営要綱（平成14年8月29日）に基づき、人権会館として広く人権相談・人権啓発の拠点としての活用を図る。

（２） 同和教育事業について

ア 人権啓発及び人権教育事業については、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）に基づき、新市においても積極的に推進する。

イ 同和奨学金については、一般事業への移行を図り、充実させる。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料（各種事務事業(国民健康保険関係)の取扱い総括表）

協 議 項 目	各種事務事業（国民健康保険事業関係）の取扱い	細 項 目	国民健康保険事業関係		
事 務 事 業 名	国民健康保険関係事業	専 門 部 会 名	住民部会・財務部会	分 科 会 名	国保分科会・税務分科会
項 目	調 整 方 針				
国民健康保険税	1 税率（医療・介護）については、合併する年度の翌年度に統一する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。また、急激な負担増を緩和するため、財政支援措置を講ずることとし、その額については、保険給付費等の状況を勘案しながら調整する。なお、期間は、平成17年度から3年間を目安とする。 2 軽減措置については、西条市、東予市及び丹原町の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 3 納期については、東予市、丹原町の例を基本とし、調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 調整方針説明資料（P.31参照）				
保健・医療費助成事業	1 短期人間ドック・脳ドックの対象者、助成割合については、次の内容で調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 （1）短期人間ドックの対象者については、西条市の例により調整する。 （2）脳ドックの対象者については、東予市、丹原町及び小松町の例により調整する。 （3）短期人間ドックと脳ドックの重複受診の可否については、東予市、丹原町及び小松町の例により調整する。 （4）短期人間ドック・脳ドック助成割合については、西条市、東予市及び丹原町の例により調整する。 2 はり・きゅう助成事業については、東予市の例により調整する。 調整方針説明資料（P.32参照）				
保健貸付事業	1 高額療養費貸付事業については、西条市の例により調整する。 2 出産費貸付事業については、東予市、丹原町及び小松町の例により調整する。 調整方針説明資料（P.33参照）				
出産、葬祭に関する任意給付事業	1 出産育児一時金給付事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。 2 葬祭費給付事業については、東予市、丹原町及び小松町の例により調整する。 調整方針説明資料（P.34参照）				

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（国民健康保険事業関係）の取扱い				細 項 目	国民健康保険事業関係		
事 務 事 業 名	国民健康保険税				専 門 部 会 名	財 務 部 会	分 科 会 名	税 務 分 科 会
調 整 方 針	1 税率（医療・介護）については、合併する年度の翌年度に統一する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。また、急激な負担増を緩和するため、財政支援措置を講ずることとし、その額については、保険給付費等の状況を勘案しながら調整する。なお、期間は、平成17年度から3年間を目安とする。 2 軽減措置については、西条市、東予市及び丹原町の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 3 納期については、東予市、丹原町の例を基本とし、調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。							
事 務 事 業 の 現 況						課 題	具体的な調整内容	
西 条 市		東 予 市		丹 原 町				小 松 町
1 税率〔医療〕 (1) 応能割 ① 所得割 7.50% ② 資産割 30.50% (2) 応益割 ① 均等割 22,500円 ② 平等割 26,300円 (3) 限度額 530,000円		1 税率〔医療〕 (1) 応能割 ① 所得割 5.80% ② 資産割 26.00% (2) 応益割 ① 均等割 19,000円 ② 平等割 22,000円 (3) 限度額 西条市と同じ		1 税率〔医療〕 (1) 応能割 ① 所得割 7.30% ② 資産割 30.00% (2) 応益割 ① 均等割 24,600円 ② 平等割 21,000円 (3) 限度額 西条市と同じ		1 税率〔医療〕 (1) 応能割 ① 所得割 6.75% ② 資産割 33.00% (2) 応益割 ① 均等割 20,000円 ② 平等割 18,000円 (3) 限度額 西条市と同じ		平成14年度における被保険者1人当たりの税額 西条市 70,040円 東予市 56,070円 丹原町 60,666円 小松町 60,019円 ※2市2町の1人当たり税額には開きがあり調整が必要
1 税率〔介護〕 (1) 応能割 ① 所得割 0.68% ② 資産割 4.35% (2) 応益割 ① 均等割 3,900円 ② 平等割 3,300円 (3) 限度額 70,000円		1 税率〔介護〕 (1) 応能割 ① 所得割 0.80% ② 資産割 5.00% (2) 応益割 ① 均等割 5,200円 ② 平等割 4,000円 (3) 限度額 西条市と同じ		1 税率〔介護〕 (1) 応能割 ① 所得割 0.90% ② 資産割 6.00% (2) 応益割 ① 均等割 5,800円 ② 平等割 4,200円 (3) 限度額 西条市と同じ		1 税率〔介護〕 (1) 応能割 ① 所得割 1.00% ② 資産割 7.00% (2) 応益割 ① 均等割 5,200円 ② 平等割 4,300円 (3) 限度額 西条市と同じ		平成14年度における2号被保険者1人当たりの税額 西条市 11,555円 東予市 13,524円 丹原町 15,480円 小松町 15,454円 ※2市2町の1人当たり税額には開きがあり調整が必要
2 軽減措置 7割軽減・5割軽減・2割軽減		2 軽減措置 西条市と同じ		2 軽減措置 西条市と同じ		2 軽減措置 6割軽減・4割軽減		軽減措置の調整が必要
3 納期 第1期 7月1日～同月31日 第2期 9月1日～同月30日 第3期 11月1日～同月30日 第4期 2月1日～同月末日		3 納期（平成15年度から） 第1期 7月1日～同月31日 第2期 8月1日～同月31日 第3期 9月1日～同月30日 第4期 10月1日～同月31日 第5期 11月1日～同月30日 第6期 12月1日～同月25日 第7期 1月1日～同月31日 第8期 2月1日～同月末日		3 納期 第1期 7月1日～同月31日 第2期 8月1日～同月31日 第3期 9月1日～同月30日 第4期 10月1日～同月31日 第5期 11月1日～同月30日 第6期 12月1日～同月25日 第7期 1月1日～同月31日 第8期 2月1日～同月末日		3 納期 第1期 7月1日～同31日 第2期 8月1日～同31日 第3期 10月1日～同31日 第4期 12月1日～同25日 第5期 2月1日～同末日		納期の回数及び期日の調整が必要
								3 国保税は低所得者にも負担を願うものであり、納付を容易にするため分割回数（8期）を増やすことで、東予市、丹原町の例を基本とし、調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 ただし、12月25日は26日とする。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目		各種事務事業（国民健康保険事業関係）の取扱い		細 項 目	国民健康保険事業関係	
事 務 事 業 名		保健・医療費助成事業		専 門 部 会 名	住民部会	分 科 会 名 国保分科会
調 整 方 針		1 短期人間ドック・脳ドックの対象者、助成割合については、次の内容で調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 （１）短期人間ドックの対象者については、西条市の例により調整する。 （２）脳ドックの対象者については、東予市、丹原町及び小松町の例により調整する。 （３）短期人間ドックと脳ドックの重複受診の可否については、東予市、丹原町及び小松町の例により調整する。 （４）短期人間ドック・脳ドック助成割合については、西条市、東予市及び丹原町の例により調整する。 2 はり・きゅう助成事業については、東予市の例により調整する。				
事 務 事 業 の 現 況					課 題	具体的な調整内容
西 条 市		東 予 市	丹 原 町	小 松 町		
1 人間ドック助成対象者・助成割合 【対象者】 国民健康保険被保険者で、申請時において、次に掲げる要件に該当する者とする。 ①短期人間ドックは、35 歳以上の者 ②脳ドックは、40 歳以上 70 歳未満の者 ③現に入院治療を受けていない者 ④国民健康保険税を滞納していない世帯の者 ⑤脳ドック検診を過去 2 ヶ年度内に受診していない者 ⑥短期人間ドックと脳ドックを重複して受診しようとする者は除く ⑦当該年度において、ドック検診と同等の検診を受けた者または受けようとする者は除く 【助成割合】 助成金は検査にかかる費用の 8 割相当額 32,000 円×0.8＝25,600 円(助成金)		1 人間ドック助成対象者・助成割合 【対象者】 引き続き 1 年以上被保険者で年齢 35 歳以上 70 歳未満の者（老人医療受給者は除く。） ・国民健康保険税を完納している者 ・この助成を 1 年間受けていない者 ・助成申請時現在、加療中でない者 【助成割合】 助成金は検査にかかる費用の 8 割相当額 脳ドック 37,500 円×0.8＝30,000 円(助成金) （人間ドックと同時に受診する場合、脳ドックの単価は 25,000 円とする） 人間ドック 35,000 円×0.8＝28,000 円(助成金) （乳がん、子宮がん検診希望者は＋2,000 円）	1 人間ドック助成対象者・助成割合 【対象者】 引き続き 1 年以上被保険者で年齢 35 歳以上 70 歳未満の者（老人医療受給者は除く。） ・国民健康保険税を完納している者 ・この助成を 1 年間受けていない者 ・助成申請時現在、加療中でない方 【助成割合】 助成金は検査にかかる費用の 8 割相当額 脳ドック 37,500 円×0.8＝30,000 円(助成金) （人間ドックと同時に受診する場合、脳ドックの単価は 25,000 円とする） 人間ドック 35,000 円×0.8＝28,000 円(助成金) （乳がん、子宮がん検診希望者は＋2,000 円）	1 人間ドック助成対象者・助成割合 【対象者】 引き続き 1 年以上被保険者で年齢 35 歳以上 70 歳未満の者（老人医療受給者は除く。） ・国民健康保険税を完納している者 ・この助成を 1 年間受けていない者 ・助成申請時現在、加療中でない方 【助成割合】 助成金は検査にかかる費用の 7 割相当額 脳ドック 37,500 円×0.7＝26,250 円(助成金) 人間ドック 35,000 円×0.7＝24,500 円(助成金) （乳がん、子宮がん検診希望者は＋2,000 円）	短期人間ドックの対象者の基準が西条市のみ上限がなく、他は 70 歳未満となっている。 脳ドック対象者の基準が西条市のみ 40 歳以上で、他は 35 歳以上となっている。 短期人間ドックと脳ドックの重複受診は、西条市は認めておらず、他は認めている。 助成割合は、小松町のみ 7 割で、他は 8 割となっている。	1 短期人間ドック・脳ドックの対象者・助成割合については、次の内容で調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 (1) 短期人間ドックの対象者については、西条市の例により調整する。(35 歳以上) (2) 脳ドックの対象者については、東予市、丹原町及び小松町の例により調整する。(35 歳以上 70 歳未満) (3) 短期人間ドックと脳ドックの重複受診の可否については、東予市、丹原町及び小松町の例により調整する。 (4) 助成割合については、西条市、東予市及び丹原町の例により調整する。(8 割)
2 はり・きゅう助成事業 【概要】 対象施術所 西条市鍼灸協会に加入の市内 7 施術所 施術料 政府管掌健康保険療養費支給基準による料金改定があった場合は、翌年度から適用 1 術 1,190 円 2 術 1,490 円 その他 昭和 58 年から毎年 3 月末に西条市鍼灸協会会長と協定書及び覚書を取り交わしている。		2 はり・きゅう助成事業 【概要】 対象施術所 東予市国民健康保険はり、きゅう師会に加入の市内 7 施術所 施術料 政府管掌健康保険療養費支給基準による料金改定があった場合は、翌年度から適用 1 術 1,190 円（初回 2,300 円） 2 術 1,490 円（初回 2,650 円） その他 平成 5 年に東予市国民健康保険はり、きゅう師会会長と協定書及び覚書を取り交わしている。	[該当なし]	[該当なし]	施術料につき、東予市は政府管掌健康保険療養費支給基準に準じ、初回料金を別に定めている。 小松町、丹原町は実施していない。	2 東予市の例により調整する。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（国民健康保険事業関係）の取扱い		細 項 目	国民健康保険事業関係		
事 務 事 業 名	保健貸付事業		専 門 部 会 名	住民部会	分 科 会 名	国保分科会
調 整 方 針	1 高額療養費貸付事業については、西条市の例により調整する。 2 出産費貸付事業については、東予市、丹原町及び小松町の例により調整する。					
事 務 事 業 の 現 況				課 題	具体的な調整内容	
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町			
1 高額療養費貸付事業 【貸付対象者】 ①高額療養費の支給を受けることができる世帯主 ②国保税滞納・第三者行為に該当しない世帯主（貸付対象の制限） ・国保税を滞納している世帯の世帯主で、市長が貸付けをすることが適当でないと認める者は、貸付対象としないものとする。 ・市長は、傷病が第三者の行為によって生じたものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合は、貸付の対象としないことができる。 【貸付金額】 高額療養費支給見込額の9/10 以内（千円未満端数切捨て） 【貸付条件】 ・貸付金の利子は無利子 ・償還期間は高額療養費の支給を受けた日の翌日まで ・償還方法は一時償還払いとする。 【H14 年度予算】 11,800 千円 【その他】 愛媛県国民健康保険団体連合会からの借入れなし。	1 高額療養費貸付事業 【貸付対象者】 ・高額療養費の支給を受ける世帯主（国民健康保険税を滞納している世帯主で市長が適当でないと認めた者を除く） 【貸付金額】 高額療養費支給見込額の9/10 以内（千円未満端数切捨て） 【貸付条件】 ・貸付金の利子は無利子 ・償還期間は高額療養費の支給を受けた日の翌日まで ・償還方法は一時償還払いとする。 【H14 年度予算】 10,000 千円 【その他】 愛媛県国民健康保険連合会より借入借入額 800 千円	1 高額療養費貸付事業 【貸付対象者】 ・高額療養費の支給を受ける世帯主 ・国民健康保険税を完納している世帯主 【貸付金額】 高額療養費支給見込額の9/10 以内（千円未満端数切捨て） 【貸付条件】 ・貸付金の利子は無利子 ・償還期間は高額療養費の支給を受けた日の翌日まで ・償還方法は一時償還払いとする。 【H14 年度予算】 5,000 千円 【その他】 愛媛県国民健康保険連合会より借入借入額 5,000 千円	1 高額療養費貸付事業 【貸付対象者】 ・高額療養費の支給を受ける世帯主 ・国民健康保険税を完納している世帯主 【貸付金額】 高額療養費支給見込額の9/10 以内（千円未満端数切捨て） 【貸付条件】 ・貸付金の利子は無利子 ・償還期間は高額療養費の支給を受けた日 ・償還方法は一時償還払いとする。 【H14 年度予算】 2,446 千円 【その他】 愛媛県国民健康保険連合会より借入借入額 2,446 千円	貸付対象者の要件が異なる。 西条市以外は、貸付財源として、国保連合会から借り入れを行なっている。	1 西条市の例により調整する。 国保連合会からの借入金は、平成15年度末に精算し、平成16年度は自己財源とし、新市において、平成17年度予算から検討する。	
[該当なし]	2 出産費貸付事業 【貸付対象者】 国民健康保険税完納世帯に属する以下の者 ①出産予定日まで1か月以内 ②妊娠4箇月以上であり、出産費用について医療機関から請求を受け、又はその費用を支払っている 【貸付金額】 出産育児一時金の支給見込額の8割に相当する額の範囲内で市長が定めた額。 【貸付金の償還】 市長が借受者の委任に基づき出産育児一時金のうち貸付相当額を受領し償還金の支払に充当する。 【H14 年度予算】 2,400 千円	2 出産費貸付事業 【貸付対象者】 国民健康保険税完納世帯に属する以下の者 ①出産予定日まで1か月以内 ②妊娠4箇月以上であり、出産費用について医療機関から請求を受け、又はその費用を支払っている 【貸付金額】 出産育児一時金の支給見込額の8割に相当する額の範囲内で町長が定めた額。 【貸付金の償還】 町長が借受者の委任に基づき出産育児一時金のうち貸付相当額を受領し償還金の支払に充当する。 【H14 年度予算】 720 千円	2 出産費貸付事業 【貸付対象者】 国民健康保険税完納世帯に属する以下の者 ①出産予定日まで1か月以内 ②妊娠4箇月以上であり、出産費用について医療機関から請求を受け、又はその費用を支払っている 【貸付金額】 出産育児一時金の支給見込額の8割に相当する額の範囲内で町長が定めた額。 【貸付金の償還】 町長が借受者の委任に基づき出産育児一時金のうち貸付相当額を受領し償還金の支払に充当する。 【H14 年度予算】 720 千円	西条市のみ実施していない。	2 東予市、丹原町及び小松町の例により調整する。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（国民健康保険事業関係）の取扱い		細 項 目	国民健康保険事業関係		
事 務 事 業 名	出産、葬祭に関する任意給付事業		専 門 部 会 名	住民部会	分 科 会 名	国保分科会
調 整 方 針	1 出産育児一時金給付事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。 2 葬祭費給付事業については、東予市、丹原町及び小松町の例により調整する。					
事 務 事 業 の 現 況				課 題	具体的な調整内容	
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町			
1 出産育児一時金給付事業 【内容】 被保険者が妊娠4ヶ月以上の出産（死産、人口流産等の別は問わない。）したときは、世帯主に対し、30万円を支給する。 【H14年度予算】 30,000千円 （100人分） 【その他】 出産育児一時金の支給基準額の2/3を一般会計から国保特別会計へ繰り入れしている。	1 出産育児一時金給付事業 【内容】 被保険者が妊娠4ヶ月以上の出産（死産、人口流産等の別は問わない。）したときは、世帯主に対し30万円を支給する。 【H14年度予算】 15,000千円 （50人分） 【その他】 出産育児一時金の支給基準額の2/3を一般会計から国保特別会計へ繰り入れしている。	1 出産育児一時金給付事業 【内容】 被保険者が妊娠4ヶ月以上の出産（死産、人口流産等の別は問わない。）したときは、世帯主に対し、30万円を支給する。 【H14年度予算】 5,400千円 （18人分） 【その他】 出産育児一時金の支給基準額の2/3を一般会計から国保特別会計へ繰り入れしている。	1 出産育児一時金給付事業 【内容】 被保険者が妊娠4ヶ月以上の出産（死産、人口流産等の別は問わない。）したときは、世帯主に対し、30万円を支給する。 【H14年度予算】 4,800千円 （16人分） 【その他】 出産育児一時金の支給基準額の2/3を一般会計から国保特別会計へ繰り入れしている。		1 現行のまま新市に引き継ぐ。	
2 葬祭費給付事業 【内容】 被保険者が死亡したときは、その者の葬儀を行う者に対し、1万円を支給する。 【H14年度予算】 4,000千円 （400人分）	2 葬祭費給付事業 【内容】 被保険者が死亡したときは、その者の葬儀を行う者に対し、1万5千円を支給する。 【H14年度予算】 4,200千円 （280人分）	2 葬祭費給付事業 【内容】 被保険者が死亡したときは、その者の葬儀を行う者に対し、1万5千円を支給する。 【H14年度予算】 2,025千円 （135人分）	2 葬祭費給付事業 【内容】 被保険者が死亡したときは、その者の葬儀を行う者に対し、1万5千円を支給する。 【H14年度予算】 1,200千円 （80人分）	西条市のみ葬祭費が1万円となっている。	2 東予市、丹原町及び小松町の例により調整する。	

先 例 地 の 事 例

〔西東京市〕

国民健康保険制度の中で２市で差異のあるものについては、次のとおり取扱うものとする。

- ① 賦課方式は、田無市の例により「保険料」とする。
- ② 保険料率は、田無市の例による。ただし、合併特例法第１０条の規定を適用し、合併する年度は、それぞれ現行の税率及び料率を採用する。なお、新市において国民健康保険運営協議会を設置し、保険料率について検討を行い、合併する年度の翌々年度より新保険料率を設定するものとする。
- ③ 納期は、田無市の例による。ただし、合併する年度については、それぞれ旧市の例による。

〔宇摩合併協議会〕

賦課方式は、川之江市の例により、「料・４方式」とする。

本算定日及び納期は、川之江市の例による。

料率は、川之江市の例を基本とし、新市において統一する。

軽減割合は、川之江市の例により２割・５割・７割とする。

保健事業及び医療費助成制度については、基本的に川之江市の例により新市において統一する。

国保運営協議会は、新市において新たに設置する。

〔南宇和合併協議会〕

国民健康保険制度の取扱いについては、次のとおり調整するものとする。

- （１）賦課方式については、現行のとおりとする。
- （２）保険税率については、合併年度は、旧町村の例によるものとし、平成１７年度からは、国民健康保険事業の健全で円滑な運営を確保することができる額に統一を図るものとする。なお、新町において国民健康保険運営協議会を設置し、保険税率について検討を行い、新保険料率を設定するものとする。
- （３）賦課期日・納期・納期限については、５町に相違がないため現行のとおりとする。
- （４）被保険者証の交付については、内海村の例により統一する。ただし、交付方法は郵送とし、滞納者は窓口交付とするものとする。
- （５）任意給付、高額療養費の貸付については、現行のまま新町に引き継ぐものとする。

〔周南市〕

２市２町で差異のある国民健康保険制度については、次のとおり取扱うものとする。

- （１）賦課形態は、徳山市の例により、保険料とする。
- （２）賦課方式は、熊毛町の例により均等割、平等割、所得割の３方式とする。
- （３）賦課割合は、現行の平準化方式とし、料率を統一する。ただし、急激な負担増に配慮し、財政支援措置を講ずることとするが、金額は財政計画で定めることとし、期間については３年限度を目安とする。
- （４）納付回数は、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、納期については、別に調整する。
- （５）納入(納税)組合は、廃止の方向で検討する。
- （６）任意給付、はり・きゅう施術費の支給は、徳山市、新南陽市の例により調整する。
- （７）人間ドック検診費助成は、熊毛町の例により調整する。
- （８）高額療養費貸付は、徳山市の例により調整する。
- （９）国民健康保険診療所は、現行のまま新市に引き継ぐ。
- （１０）介護分の保険料は、国民健康保険料(医療分)の取扱いに準じ調整する。

〔さぬき市〕

- （１）保険税は、国民健康保険事業の健全で円滑な運営を確保することができる統一を図る。
- （２）納税義務の発生、消滅等に伴う賦課及び督促手数料、保険給付事業、疾病予防については、現行のとおりとする。
- （３）軽減割合は、７割軽減・５割軽減・２割軽減を適用することとする。
- （４）納期は、保険税額を考慮し、適正な納期で統一を図る。
- （５）納期前納付報奨金は廃止で統一する。
- （６）国保運営協議会は、新市において新たに設置する。
- （７）保健事業と健康教育については、現在実施している町に準じて、新市においても行うこととする。ただし、実施内容については、統一を図る。
- （８）人間ドック補助は、新市においても実施する。ただし、実施形態及び補助額等については、統一を図る。
- （９）財政調整基金は、合併時に全額を持ち寄る。
- （１０）高額療養費資金貸付については、新市においても実施する。なお、基金の額は１５，０００，０００円とし、貸付額は現行のとおりとする。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料（各種事務事業(介護保険事業関係)の取扱い総括表）

協 議 項 目	各種事務事業（介護保険事業関係）の取扱い	細 項 目	介護保険事業関係		
事 務 事 業 名	介護保険事業	専 門 部 会 名	福祉部会	分 科 会 名	介護保険分科会
項 目	調 整 方 針				
介護保険事業計画	介護保険事業計画については、新市移行後速やかに統一した事業計画を策定する。 調整方針説明資料（P.37参照）				
介護保険運営協議会	介護保険運営協議会については、西条市の例により調整する。ただし、委員定数、任期等については、合併時に調整する。 調整方針説明資料（P.38参照）				
介護認定調査、介護認定審査会	1 介護認定調査については、公平公正な調査が行われるよう合併時に調整する。 2 介護認定審査会については、公平公正な審査が行われるよう合併時に調整する。 調整方針説明資料（P.39参照）				
保険給付	1 介護給付及び予防給付については、現行のとおりとする。 2 市町村特別給付については、サービスの低下にならないよう高齢者福祉事業で対応する。ただし、合併する年度は、現行のとおりとする。 調整方針説明資料（P.40参照）				
介護保険料の賦課徴収	1 保険料については、介護保険事業計画に基づき、適正な保険料を算定し、統一する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 2 賦課期日・納期については、国民健康保険税の納期を考慮し、東予市、丹原町の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 調整方針説明資料（P.41参照）				
低所得者対策(介護保険料軽減措置)	低所得者対策（介護保険料軽減措置）については、西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 調整方針説明資料（P.42参照）				

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（介護保険事業関係）の取扱い		細 項 目	介護保険事業関係		
事 務 事 業 名	介護保険事業計画		専 門 部 会 名	福祉部会	分 科 会 名	介護保険分科会
調 整 方 針	介護保険事業計画については、新市移行後速やかに統一した事業計画を策定する。					
事 務 事 業 の 現 況				課 題	具体的な調整内容	
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町			
【概要】 国が定める基本指針に即して、3年ごとに5年を1期とする「介護保険事業計画」を定める。 【内容】 ①介護サービスの種類ごとの量の見込み ②介護サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策 ③介護サービスの円滑な提供を図るための事業 ④介護保険事業に係る費用の見込など 【事務手順】 介護保険事業計画策定委員会設置 介護サービス必要量の推計 ・介護サービス利用意向調査 （利用実態及び利用意向の把握） ・介護保険施設入所申込者及び入所者実態調査 ・保険給付実績の分析 ・上記調査・分析より介護サービス必要量を見込む 介護サービス事業者調査（サービス供給量の把握） 介護サービス量等の見込 運営協議会審議 策定委員会審議 介護保険事業計画策定 議会報告 【附属機関】 西条市介護保険事業計画策定委員会 （目的） 第2期介護保険事業計画を策定するため設置。 （所掌事務） 西条市介護保険事業計画策定委員会は、次の事項を審議する。 ①介護保険事業計画策定に関すること ②高齢者保健福祉計画策定に関すること ③その他、高齢者保健・医療・福祉に関すること （委員の構成） 委員定数 20人以内 被保険者代表 3人 介護サービス事業者代表 4人 公益代表者 8人 学識経験者 1人 公募によるもの 3人 （任期） 1年（平成14年4月1日～平成15年3月31日）	【概要】 国が定める基本指針に即して、3年ごとに5年を1期とする「介護保険事業計画」を定める。 【内容】 ①介護サービスの種類ごとの量の見込み ②介護サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策 ③介護サービスの円滑な提供を図るための事業 ④市町村特別給付 ⑤介護保険事業に係る費用の見込など 【事務手順】 介護サービス必要量の推計 ・介護サービス利用意向調査 （利用実態及び利用意向の把握） ・介護保険施設入所申込者及び入所者実態調査 ・保険給付実績の分析 ・上記調査・分析より介護サービス必要量を見込む サービス事業者調査（サービス供給量の把握） 介護サービス量等の見込 運営協議会審議 地区別説明会 介護保険事業計画策定 議会報告 【附属機関】 東予市介護保険運営協議会で審議する。	【概要】 国が定める基本指針に即して、3年ごとに5年を1期とする「介護保険事業計画」を定める。 【内容】 ①介護サービスの種類ごとの量の見込み ②介護サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策 ③介護サービスの円滑な提供を図るための事業 ④介護保険事業に係る費用の見込など 【事務手順】 介護サービス必要量の推計 介護サービス必要量の推計 ・介護サービス利用意向調査 （利用実態及び利用意向の把握） ・介護保険施設入所申込者及び入所者実態調査 ・保険給付実績の分析 ・上記調査・分析より介護サービス必要量を見込む サービス事業者調査（サービス供給量の把握） 介護サービス量等の見込 運営協議会審議 介護保険事業計画策定 議会報告 【附属機関】 丹原町介護保険運営協議会で審議する。	【概要】 国が定める基本方針に即して、3年ごとに5年を1期とする「介護保険事業計画」を定める。 【内容】 ①介護サービスの種類ごとの量の見込み ②介護サービスの種類ごとの見込み量の確保のための方策 ③介護サービスの円滑な提供を図るための事業 ④介護保険事業に係る費用の見込など 【事務手順】 介護サービス必要量の推計 介護サービス必要量の推計 ・介護サービス利用意向調査 （利用実態及び利用意向の把握） ・介護保険施設入所申込者及び入所者実態調査 ・保険給付実績の分析 ・上記調査・分析より介護サービス必要量を見込む サービス事業者調査（サービス供給量の把握） 介護サービス量等の見込 運営協議会審議 介護保険事業計画策定 議会報告 【附属機関】 小松町介護保険運営協議会で審議する。	2市2町で異なる。	新市移行後速やかに統一した事業計画を策定する。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（介護保険事業関係）の取扱い			細 項 目	介護保険事業関係	
事 務 事 業 名	介護保険運営協議会			専 門 部 会 名	福祉部会	分 科 会 名 介護保険分科会
調 整 方 針	介護保険運営協議会については、西条市の例により調整する。ただし、委員定数、任期等については、合併時に調整する。					
事 務 事 業 の 現 況					課 題	具体的な調整内容
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町			
【目 的】 介護保険事業の運営に関する事項を審議するため設置。	【目 的】 介護保険の円滑な実施の確保に資するため設置。	【目 的】 介護保険の円滑な実施の確保に資するため設置。	【目的】 介護保険の円滑な実施の確保に資するため設置。		【所掌事務】 西条市のみ、事業計画の見直しを所掌しない。	【所掌事務】 西条市の例により調整する。
【所掌事務】 介護保険事業の運営に関し次の事項について審議する。 1 介護保険事業計画の進捗管理及び評価に関すること 2 介護保険事業の財政に関すること 3 その他重要な事項に関すること	【所掌事務】 1 介護保険事業計画の達成状況の点検及び見直しに関すること 2 介護保険に関する施策の実施状況、施策に関すること	【所掌事務】 1 介護保険事業計画の達成状況の点検及び見直しに関すること 2 介護保険に関する施策の実施状況、施策に関すること	【所掌事務】 1 介護保険事業計画の達成状況の点検及び見直しに関すること 2 介護保険に関する施策の実施状況、施策に関すること			
【委 員】 委員定数 15人以内 被保険者代表 3人 介護サービス事業者代表 4人 公益代表者 8人	【委 員】 委員定数 15人 被保険者を代表する者 5人 学識経験を有する者 5人 介護サービス事業に従事する者 5人	【委 員】 委員定数 15人 被保険者を代表する者 5人 学識経験を有する者 5人 介護サービス事業に従事する者 5人	【委 員】 委員定数 6人 被保険者を代表する者 2人 学識経験を有する者 2人 介護サービス事業に従事する者 2人			
【任 期】 3年	【任 期】 2年	【任 期】 2年	【任 期】 2年			
【委員報酬】 日額 7,100円	【委員報酬】 日額 8,500 円	【委員報酬】 医師 日額 8,500円 その他 日額 3,500円	【委員報酬】 日額 7,500円			
【開催回数】 2回/年	【開催回数】 年3回	【開催回数】 年間 1回～3回	【開催回数】 年間 1回～3回			

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（介護保険事業関係）の取扱い		細 項 目	介護保険事業関係		
事 務 事 業 名	介護認定調査、介護認定審査会		専 門 部 会 名	福祉部会	分 科 会 名	介護保険分科会
調 整 方 針	1 介護認定調査については、公平公正な調査が行われるよう合併時に調整する。 2 介護認定審査会については、公平公正な審査が行われるよう合併時に調整する。					
事 務 事 業 の 現 況				課 題	具体的な調整内容	
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町			
1 介護認定調査 【調査方式】 原則は、居宅介護支援事業者・介護保険施設への委託にて実施している。 近隣市町村の施設等からの申請分については、市職員が実施している。 次により、調査の精度管理を行っている。 ①市職員による調査 居宅1割 ②立会調査 居宅、施設の新規調査員を重点的に。 ③施設交替による調査 施設1割 【認定者数】 平成15年3月末現在 要支援 240人 要介護1 632人 要介護2 348人 要介護3 203人 要介護4 222人 要介護5 266人 合 計 1,911人	1 介護認定調査 【調査方式】 居宅介護支援事業者への委託と市職員（保健師等）による直接調査及び調査同行により実施している。 新規個人申請 市職員（保健師等）による調査 新規代行申請 委託調査員に市職員が同行 変更申請 委託調査員に市職員が同行 更新申請 委託調査員による調査 【認定者数】 平成15年3月末現在 要支援 129人 要介護1 378人 要介護2 260人 要介護3 161人 要介護4 179人 要介護5 140人 合 計 1,247人	1 介護認定調査 【調査方式】 居宅介護支援事業者・介護保険施設への委託又は町職員（保健師）による調査。 新規個人申請 委託調査員又は町職員による調査 新規代行申請 同上 変更申請 同上 更新申請 同上 【認定者数】 平成15年3月末現在 要支援 87人 要介護1 177人 要介護2 99人 要介護3 60人 要介護4 57人 要介護5 78人 合 計 558人	1 介護認定調査 【調査方式】 居宅介護支援事業者と施設(施設入所者分)への委託と町職員（保健師等）による直接調査により実施している。 新規個人申請 委託調査員による調査 新規代行申請 同上 変更申請 同上 更新申請 委託調査員（町職員）による調査 【認定者数】 平成15年3月末現在 要支援 61人 要介護1 100人 要介護2 86人 要介護3 40人 要介護4 56人 要介護5 55人 合 計 398人	【調査方式】 2市2町で異なる。	公平公正な調査が行われるよう合併時に調整する。	
2 介護認定審査会 【名称】 西条市介護認定審査会 【目的】 要介護・要支援認定を受けようとする被保険者が要介護あるいは要支援の状態にあること及び介護の必要の程度について審査判定する。 【設置・運営】 設 置 西条市 任 命 市長が任命。 委員定数 56人以内 合議体数 8 合議体委員定数 7人 委員の任期 2年（再任可） 委員報酬 月額 10,600円 【認定有効期間】 通常6ヶ月。 更新時の延長措置（1年） 要介護・要支援の更新において、状態が安定不変であると判断した場合、有効期間を1年とする。 【運営状況】 現在、6合議体で委員数42名にて、毎週木曜日(原則)に3合議体ずつ開催する予定を組んでいる。合議体の委員定数は7名とし、招集する合議体の委員数は5名としている。	2 介護認定審査会 【名称】 東予市介護認定審査会 【目的】 要介護・要支援認定を受けようとする被保険者が要介護あるいは要支援の状態にあること及び介護の必要の程度について審査判定する。 【設置・運営】 設 置 東予市 任 命 市長が任命。 委員定数 15人以内 合議体数 3 合議体委員定数 5人 委員の任期 2年（再任可） 委員報酬 月額 10,000円 【認定有効期間】 通常6ヶ月。 更新時の延長措置（1年） 要介護4・5の更新において、更新認定が要介護4・5の範囲である場合、審査会で状態の変化が認められないと判断した場合、有効期間を1年とする。 【運営状況】 3合議体を水・木・金曜日に割当てている。審査会の開催は、週2回程度となっている。	2 介護認定審査会 【名称】 丹原町・小松町介護認定審査会 【目的】 要介護・要支援認定を受けようとする被保険者が要介護あるいは要支援の状態にあること及び介護の必要の程度について審査判定する。 【設置・運営】 設 置 丹原町、小松町 任 命 関係2町の長が協議して定める候補者について、丹原町長が任命。 委員定数 12人 合議体数 2 合議体委員定数 6人 委員の任期 2年（再任可） 委員報酬 月額 10,000円 【認定有効期間】 通常6ヶ月。 更新時の延長措置（1年） 要介護・要支援の更新において、状態が安定不変であると判断した場合、有効期間を1年とする。 【運営状況】 2合議体で隔週ごと水・木曜日に1合議体ずつ開催している。（合議体の委員数は6名。）	2 介護認定審査会 【名称】 丹原町・小松町介護認定審査会 【目的】 要介護・要支援認定を受けようとする被保険者が要介護あるいは要支援の状態にあること及び介護の必要の程度について審査判定する。 【設置・運営】 設 置 小松町・丹原町 任 命 関係2町の長が協議して定める候補者について、丹原町長が任命。 委員定数 12人 合議体数 2 合議体委員定数 6人 委員の任期 2年（再任可） 委員報酬 月額 10,000円 【認定有効期間】 通常6ヶ月。 更新時の延長措置（1年） 要介護・要支援の更新において、状態が安定不変であると判断した場合、有効期間を1年とする。 【運営状況】 2合議体で隔週ごと水・木曜日に1合議体ずつ開催している。（合議体の委員数は6名。）	【設置・運営】 丹原町・小松町は共同設置。 西条市、東予市はそれぞれ単独で設置している。	公平公正な審査が行われるよう合併時に調整する。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（介護保険事業関係）の取扱い		細 項 目	介護保険事業関係		
事 務 事 業 名	保険給付		専 門 部 会 名	福祉部会	分 科 会 名	介護保険分科会
調 整 方 針	1 介護給付及び予防給付については、現行のとおりとする。 2 市町村特別給付については、サービスの低下にならないよう高齢者福祉事業で対応する。ただし、合併する年度は、現行のとおりとする。					
事 務 事 業 の 現 況				課 題	具体的な調整内容	
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町			
1 介護給付 (種類) ①居宅介護サービス費の支給 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、短期入所生活介護、短期入所療養介護、痴呆対応型共同生活介護、特定施設入所者生活介護 ②特例居宅介護サービス費の支給 ③居宅介護福祉用具購入費の支給 ④居宅介護住宅改修費の支給 ⑤居宅介護サービス計画費の支給 ⑥特例居宅介護サービス計画費の支給 ⑦施設介護サービス費の支給 介護老人福祉施設サービス 介護老人保健施設サービス 介護療養型医療施設サービス ⑧特例施設介護サービス費の支給 ⑨高額介護サービス費の支給	1 介護給付 (種類) 西条市に同じ。	1 介護給付 (種類) 西条市に同じ。	1 介護給付 (種類) 西条市に同じ。		1 現行のとおりとする。	
2 予防給付 (種類) ①居宅支援サービス費の支給 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入所者生活介護 ②特例居宅支援サービス費の支給 ③居宅支援福祉用具購入費の支給 ④居宅支援住宅改修費の支給 ⑤居宅支援サービス計画費の支給 ⑥特例居宅支援サービス計画費の支給 ⑦高額居宅支援サービス費の支給	2 予防給付 (種類) 西条市に同じ。	2 予防給付 (種類) 西条市に同じ。	2 予防給付 (種類) 西条市に同じ。			
3 市町村特別給付 該当なし	3 市町村特別給付 紙おむつ購入費支給 (対象者) 次の条件をすべて満たしている者 ①要介護1～要介護5の認定を受けている。 ②在宅で介護を受けている。 ③紙おむつを必要としている。 (給付方法) ・償還払い方式 ・市に登録している市内の薬局等（19店舗）で購入した1か月分の紙おむつ購入代金受領証明書を申請書に添付して購入月の翌月に担当ケアマネージャーの意見を記入して申請する。 ・支給額は、1ヶ月に購入した費用の9割相当額とする。 ただし、購入費用は月額6,000円を限度とする。	3 市町村特別給付 該当なし	3 市町村特別給付 該当なし	東予市のみの制度である。	2 サービスの低下にならないよう高齢者福祉事業で対応する。ただし、合併する年度は、現行のとおりとする。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目		各種事務事業（介護保険事業関係）の取扱い			細 項 目		介護保険事業関係								
事 務 事 業 名		介護保険料の賦課徴収			専 門 部 会 名		福祉部会		分 科 会 名		介護保険分科会				
調 整 方 針		1 保険料については、介護保険事業計画に基づき、適正な保険料を算定し、統一する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 2 賦課期日・納期については、国民健康保険税の納期を考慮し、東予市、丹原町の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。													
事 務 事 業 の 現 況								課 題		具体的な調整内容					
西 条 市			東 予 市			丹 原 町			小 松 町						
1 保険料 第1号被保険者所得段階別保険料及び被保険者数 （被保険者数は、平成15年度推計値。） 段 階 保険料年額 被保険者数 第1段階 20,900円 183人 第2段階 31,300円 5,918人 第3段階 41,700円 4,079人 第4段階 52,100円 1,687人 第5段階 62,600円 1,102人 合 計 12,969人			1 保険料 第1号被保険者所得段階別保険料及び被保険者数 （被保険者数は、平成15年度推計値。） 段 階 保険料年額 被保険者数 第1段階 18,400円 52人 第2段階 27,600円 3,747人 第3段階 36,800円 2,841人 第4段階 46,000円 839人 第5段階 55,200円 590人 合 計 8,069人			1 保険料 第1号被保険者所得段階別保険料及び被保険者数 （被保険者数は、平成15年度推計値。） 段 階 保険料年額 被保険者数 第1段階 18,900円 30人 第2段階 28,400円 1,684人 第3段階 37,800円 1,455人 第4段階 47,300円 359人 第5段階 56,700円 213人 合 計 3,741人			1 保険料 第1号被保険者所得段階別保険料及び被保険者数 （被保険者数は、平成15年度推計値。） 段 階 保険料年額 被保険者数 第1段階 20,700円 28人 第2段階 31,100円 1,139人 第3段階 41,500円 888人 第4段階 51,800円 163人 第5段階 62,200円 291人 合 計 2,509人			2市2町で異なる。		1 介護保険事業計画に基づき、適正な保険料を算定し、統一する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。	
2 保険料の賦課期日・納期 賦課期日 毎年度4月1日 納期 第1期 7月1日から同月31日まで 第2期 8月1日から同月31日まで 第3期 9月1日から同月30日まで 第4期 10月1日から同月31日まで 第5期 11月1日から同月30日まで 第6期 12月1日から同月27日まで 第7期 1月5日から同月31日まで 第8期 2月1日から同月末日まで 第9期 3月1日から同月31日まで			2 保険料の賦課期日・納期 賦課期日 毎年度4月1日 納期 第1期 7月1日から同月31日まで 第2期 8月1日から同月31日まで 第3期 9月1日から同月30日まで 第4期 10月1日から同月31日まで 第5期 11月1日から同月30日まで 第6期 12月1日から同月25日まで 第7期 1月1日から同月31日まで 第8期 2月1日から同月末日まで			2 保険料の賦課期日・納期 賦課期日 毎年度4月1日 納期 第1期 7月1日から同月31日まで 第2期 8月1日から同月31日まで 第3期 9月1日から同月30日まで 第4期 10月1日から同月31日まで 第5期 11月1日から同月30日まで 第6期 12月1日から同月25日まで 第7期 1月1日から同月31日まで 第8期 2月1日から同月末日まで			2 保険料の賦課期日・納期 賦課期日 毎年度4月1日 納 期 第1期 7月1日から同月31日まで 第2期 8月1日から同月31日まで 第3期 10月1日から同月31日まで 第4期 12月1日から同月25日まで 第5期 2月1日から同月末日まで			東予市、丹原町は8期、西条市は9期、小松町は5期である。		2 国民健康保険税の納期を考慮し、東予市、丹原町の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（介護保険事業関係）の取扱い		細 項 目	介護保険事業関係			
事 務 事 業 名	低所得者対策（介護保険料軽減措置）		専 門 部 会 名	福祉部会	分 科 会 名	介護保険分科会	
調 整 方 針	低所得者対策（介護保険料軽減措置）については、西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。						
事 務 事 業 の 現 況				課 題	具体的な調整内容		
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町				
【趣 旨】 低所得者対策として保険料減免制度の運用を図り、一時的に負担能力が低下した者、若しくは要保護者に準ずる生活困窮者の経済的負担を緩和し、もって市民福祉の向上に資する。 【対象者】 以下の要件に全て該当する者 ①世帯員全員が市民税非課税であること（第1号被保険者の保険料が第２段階であること） ②生活保護基準に基づき、要保護世帯に準ずる収入の世帯であること ・前年の世帯の収入が一人世帯の場合80万円（世帯員の数が二人以上の場合にあっては二人目につき40万円、三人目からは一人につき35万円をおのの加算した額）以下で、生活保護法の要保護者に準ずる者として認められたとき ③市民税課税者の扶養を受けていないこと ④市民税課税者と生計を共にしていないこと ⑤資産等を活用してもなお、生活が困窮している状態にあること 【軽減の内容】 第2段階の保険料31,300円（基準額の25%軽減）を第1段階の保険料20,900円（基準額の50%軽減）に軽減する。 【手続き】 ①申請に基づき、被保険者が上記要件に該当するかどうか、個々に審査・判定して適否を決定する。 ②申請の際、減免申請書に収入申告書、給与証明書、資産申告書などの添付が必要である。 【軽減保険料の財源】 ①第1号被保険者保険料に上乘せする。 ②軽減対象者 ５８０人 （第2段階層に属する人数の約１０％） ③上乘せ額 ４０円		[該当なし]		[該当なし]		西条市のみの制度である。	西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。

介護保険に関する法令

介護保険法（抜粋）

第六章 介護保険事業計画 （基本指針）

第百十六条 厚生大臣は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

- 2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 介護給付等対象サービスを提供する体制の確保に関する基本的事項
 - 二 次条第一項に規定する市町村介護保険事業計画において同条第二項第一号の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村介護保険事業計画及び第百十八条第一項に規定する都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項
 - 三 その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するために必要な事項
- 3 厚生大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更するに当たっては、あらかじめ、自治大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 厚生大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（市町村介護保険事業計画）

第百十七条 市町村は、基本指針に即して、三年ごとに、五年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
 - 二 前号の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策
 - 三 指定居宅サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項
 - 四 その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るために市町村が必要と認める事項
- 3 市町村介護保険事業計画は、当該市町村の区域における要介護者等の人数、要介護者等の介護給付等対象サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

- 4 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第二十条の八に規定する市町村老人福祉計画、老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第四十六条の十八に規定する市町村老人保健計画その他の法律の規定による計画であって要介護者等の保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 5 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 6 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。
- 7 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

第七章 費用等

第一節 費用の負担

（保険料）

第百二十九条 市町村は、介護保険事業に要する費用（財政安定化基金拠出金の納付に要する費用を含む。）に充てるため、保険料を徴収しなければならない。

- 2 前項の保険料は、第一号被保険者に対し、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより算定された保険料率により算定された保険料額によって課する。
- 3 前項の保険料率は、市町村介護保険事業計画に定める介護給付等対象サービスの見込量等に基づいて算定した保険給付に要する費用の予想額、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の予想額、第百四十七条第一項第二号の規定による都道府県からの借入金の償還に要する費用の予定額及び保健福祉事業に要する費用の予定額、第一号被保険者の所得の分布状況及びその見通し並びに国庫負担等の額等に照らし、おおむね三年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない。
- 4 市町村は、第一項の規定にかかわらず、第二号被保険者からは保険料を徴収しない。

（保険料の減免等）

第百四十二条 市町村は、条例で定めるところにより、特別の理由がある者に対し、保険料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

先 例 地 の 事 例

〔いなべ市〕

介護保険事業の取扱い

- 1 被保険者の資格管理等に係る事務については、4町に相違がないため、現行どおり新市に引き継ぐものとする。
- 2 保険給付の内容については、4町に相違がないため、現行どおり新市に引き継ぐものとする。
- 3 保険料については、適正な保険料を算定し統一を図るものとする。
- 4 普通徴収納期については、統一を図るものとする。

〔さぬき市〕

介護保険の取扱い

- 1 保険料については、介護保険事業計画に基づき、適正な保険料を算定し統一を図る。
- 2 納期は、国民健康保険税の納期を考慮し、統一を図る。
- 3 基金は、合併時に全額を持ち寄る。
- 4 要介護認定事務、保険料督促手数料、給付費、給付に係る事務処理委託については、現行のとおりとする。
- 5 低所得者利用者負担対策事業は、現行のとおりとする。
- 6 介護保険事業計画策定事業については、事業計画を統一して策定し実施する。

〔東かがわ市〕

介護保険事業の取扱い

- 1 被保険者の資格管理等に係る事務については、3町に相違がないため現行のとおりとする。
- 2 要介護、要支援認定調査については、専任職員が行う直営と委託との併用とし、委託料は当面現行のとおりとする。
- 3 認定審査会については、大川地区広域行政振興整備事務組合の共同処理事務の調整内容による取扱いとする。
- 4 保険給付に係る事務については、3町に相違がないため現行のとおりとする。
- 5 短期入所サービスの振替利用制度については、受領委任払いとする。
- 6 保健福祉事業に係る事務については、介護保険事業計画策定時に検討する。
- 7 市町村介護保険事業計画の策定に係る事務については、平成14年度末までに、3町を一体とした介護保険事業計画を策定し、新市に引き継ぐ。
- 8 第1号被保険者の保険料については、介護保険事業計画策定時に再算定し、平成15年度から新保険料を設定する。
- 9 第1号被保険者の保険料の普通徴収納期については、現行のとおりで国民健康保険税の納期と同一とする。
- 10 会計等に係る事務については、3町に相違がないため現行のとおりとする。
- 11 介護保険制度関連の他制度に係る事務については、3町に相違がないため現行のとおりとする。
- 12 介護保険事業の事務処理システムについては、電算システムの調整内容による取扱いとする。

〔南宇和合併協議会〕

各種事務事業(介護保険業務)の取扱いについて

介護保険業務については、現行のとおりに引き継ぐものとする。但し、被保険者証有効期限は、6年とする。保険料については、合併時は現行どおりとし、平成17年度より新たな保険料を定めるものとする。

〔宇摩合併協議会〕

介護保険制度の取扱いについて

第1号被保険者の保険料については、新市において統一する。

給付の内容及び納期については、市町村間に相違がないため、現行のとおりとする。

〔東宇和・三瓶合併協議会〕

- 1 保険料については、合併時に介護保険事業計画に基づき再算定し、平成16年度から統一する。
- 2 普通徴収の納期については、国民健康保険税の納期と同一とする。
- 3 介護認定審査会の設置及び運営については、合併時に統一する。